

富山市斎場再整備事業  
提案審査 様式集及び作成要領

---

平成 30 年 7 月

富山市

# 1 提案審査に関する提出書類

## (1) 提案審査に関する提出書類

様式 番号	様式タイトル	上限枚数			記載要領	ファイル 形式
		A4 縦	A3 横	A3 縦		
①	提案審査に関する提出書類提出書	1			指定	Word
②	グループ構成表及び体制図	任意			指定	Word又は Excel
③	要求水準に関する誓約書	1			指定	Word
④	提案価格書	1			指定	Word
⑤	要求水準セルフチェックシート			9	指定	Excel

(2) 提案書類 設計図書

様式 番号	様式タイトル	上限枚数			記載要領	ファイル 形式
		A4 縦	A3 横	A3 縦		
0-1	表紙		1		様式に従って記載すること。	任意 提出はPDF
0-2	全体配置図[S=1/700]		2		次の内容を記載すること。(解体撤去工事完了後の姿) ①建築物、付帯施設等の配置及び主要寸法 ②車両出入口、駐車場の配置及び車両軌跡 ③駐車場の区画・台数を表示(普通車、車椅子用、バス、管理業務用別に) ④歩行者及び車の動線計画(施設利用者と管理サービス動線を区分)(矢印で表示) ⑤外構計画、植栽計画 ⑥造成計画高(重要ポイントにT.P記入) ⑦北陸電力導水管荷重影響範囲(境界線記入)	任意 提出はPDF
0-3	各階平面図(各階、屋上階又は屋根伏せ図)[S=1/300]		各階 1		次の内容を記載すること。 ①建築物の主要な寸法、各諸室の床面積 ②家具レイアウト(破線で表示) ③火葬炉関係の主要機器(破線で表示) ④葬送の動線、維持管理、運営動線(矢印で表示)	任意 提出はPDF
0-4	立面図[S=1/200]		1		2面以上作成すること。	任意 提出はPDF
0-5	断面図[S=1/200]		1		2面以上作成すること。次の断面がわかるものとする。 ①車寄せ、エントランスホール、待合室等の空間構成が分かる断面 ②炉室を中心に、管理エリア(炉設備機械室、監視室、搬入口等)と炉前ホール・告別室・収骨室エリアの関係が分かる断面 ③告別室・収骨室、お別れホール等の空間構成が分かる断面	任意 提出はPDF
0-6	火葬炉計画[縮尺適宜]		2		平面図、立面図、断面図、各設備説明図、フロー図(排ガス処理の流れがわかるもの)	任意 提出はPDF
0-7	設備計画		3		次の設備について、採用予定の機器やシステム、系統などを記載すること。 ①電気設備計画 ②換気・空調設備計画 ③給排水設備計画 ④消・融雪設備計画 ⑤各種設備諸元表	任意 提出はPDF
0-8	設計概要・面積表		2		様式に従って記載すること。	Word 提出はPDF
0-9	仕上表		任意		様式に従って記載すること。	Excel 提出はPDF
0-10	備品等リスト		任意		様式に従って記載すること。	Excel 提出はPDF
0-11	外観透視図		2		次の図面を作成すること。 ①外観鳥瞰図 ②外観アイレベル図	任意 提出はPDF
0-12	内観透視図		任意		次の諸室について必ず作成すること。その他必要と思われる諸室について作成すること。 ①エントランスホール ②告別室・収骨室 ③待合室	任意 提出はPDF
0-13	景観計画図		任意		次の図面を作成すること ①周辺道路(アイレベル)からみた施設全景のイメージ…地域景観への馴染ませ方の工夫等について説明 ②周辺景観資源の活用イメージ(敷地内・施設内からみえる眺望景観イメージ)…景観活用の工夫等について説明	任意 提出はPDF
0-14	工程計画図		1		仮設工事、本体工事、現斎場の解体撤去工事、外構整備工事等、各施工ステップの段階に応じた工事区域(工事車両動線等を含む。)がわかるように工程計画図を作成すること。	任意 提出はPDF
0-15	工程表		1		①解体撤去工事完了までの工事スケジュールを作成すること。 ②工程上の重要なポイントを記載すること。 ③敷地外に駐車場を確保することが必要な場合、必要な期間(ただし、6カ月以内とする。)を明記すること。	任意 提出はPDF

(3) 提案書類 設計図書以外

様式 番号	様式タイトル	上限枚数			記載要領	ファイル 形式
		A4 縦	A3 横	A3 縦		
1. 事業計画に関する事項		8	8	0	記載事項・留意点	
1-1	基本方針、実施体制	2			次の事項について必ず記載すること。 ①基本方針 ②社会情勢の変化への対応の考え方(将来的な火葬件数の見通し、葬送習慣の変化についての考え方を含む。) ③実施体制(図)、役割分担、責任分担	Word
1-2-1-1	資金調達計画・長期収支計画の考え方	1			次の事項について必ず記載すること。 ①長期収支計画の考え方(利益水準、配当政策等)	Word
1-2-1-2	資金調達計画表	1			次の事項について必ず記載すること。 ①出資・融資の計画 ※フォーマットあり	Excel
1-2-1-3	長期収支計画表		2		様式に従い記載すること。 ※フォーマットあり	Excel
1-2-1-4	施設整備費内訳書	任意			様式に従い記載すること。 ※フォーマットあり	Excel
1-2-1-5	維持管理費内訳書		任意		様式に従い記載すること。 ※フォーマットあり	Excel
1-2-1-6	維持管理費(修繕費)内訳書		任意		様式に従い記載すること。 ※フォーマットあり	Excel
1-2-1-7	運営費内訳書		任意		様式に従い記載すること。 ※フォーマットあり	Excel
1-2-1-8	サービス対価B支払計画表、サービス対価D支払計画表		2		様式に従い記載すること。 ※フォーマットあり	Excel
1-2-1-9	サービス対価E・F支払計画表	1			様式に従い記載すること。 ※フォーマットあり	Excel
1-2-1-10	光熱水費支払計画表		2		様式に従い記載すること。 ※フォーマットあり	Excel
1-2-1-11	大規模修繕計画表(参考)		2		様式に従い記載すること。 ※フォーマットあり	Excel
1-2-2	財務の健全性・安定性	1			次の事項について必ず記載すること。 ①財務モニタリングの考え方 ②資金不足発生時の対応策	Word
1-3-1	リスク管理	2			次の事項について、様式に従って記載すること。 ①リスク管理の方針・体制 ②潜在的リスクへの対応策について ③本事業に効果的と考えられる保険の付保について	Word

様式 番号	様式タイトル	上限枚数			記載要領	ファイル 形式
		A4 縦	A3 横	A3 縦		
2. 施設整備業務に関する事項		22	0	0	記載事項・留意点	
2-1-1	外部動線計画	1			<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①歩行者動線の考え方 ②車両動線の考え方 ③工夫したポイント。特に次の事項について記載すること。 ・利用者の分かりやすさ・利便性、安全性・快適性への配慮 ・斎場に入出入りする目的別（会葬者、葬祭事業者、職員、等）の車両動線の交錯を防ぐ工夫 ・車両集中時にも構内動線を円滑に処理し、周囲の道路交通への影響を最小限とする工夫</p>	Word
2-1-2	施設配置計画、外構計画、景観計画	1			<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①施設配置計画、外構計画、景観計画の考え方 ②工夫したポイント。特に次の事項について記載すること。 ・周辺地域に対する景観（馴染ませ方）への配慮と周辺景観資源の活用の工夫（眺望・借景等） ・利用者の利便性やニーズ、動線に配慮した施設配置、外構計画 ・メンテナンス性への配慮 ・利用者の落ち着きやすさ、プライバシー（視線等）、シークエンスに配慮した空間構成 ・防犯への配慮</p>	Word
2-2-1	ゾーニング、内部動線計画	2			<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①施設構成、規模、数量、諸室配置の考え方及び概要 ②工夫したポイント。特に次の事項について記載すること。 ・葬送の流れを踏まえた効率的なゾーニング ・利用者の分かりやすさ、利便性、プライバシーに配慮した動線計画 ・維持管理の容易性に配慮した空間の配置</p>	Word
2-2-2	厳肅性、快適性、機能性	1			<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①厳肅性、快適性、機能性に配慮した空間の工夫（空間の広さ、形状、素材、採光、意匠仕上げ等） ②利用者ニーズの多様性に配慮した施設・設備や備品等に関する提案</p>	Word
2-2-3	メンテナンス性、更新性	2			<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①火葬炉以外の施設、設備の考え方 ②工夫したポイント。特に次の事項について記載すること。 ・メンテナンスの容易性、安全性、更新性 ・耐用年数を踏まえた材料の選択 ・施設保全を考慮した設計 ・メンテナンス、更新費用が低減されるような経済性への配慮</p>	Word
2-2-4	ユニバーサルデザイン	1			<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①工夫したポイント。特に次の事項について記載すること。 ・すべての施設利用者の利便性、快適性、安全性に配慮した施設や設備の内容 ・すべての施設利用者に対して見やすくわかりやすい誘導表示等の考え方、内容</p>	Word
2-3-1	火葬炉の性能	3			<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①火葬炉の性能についての考え方 ②主燃焼炉の燃焼効率 ③副燃焼炉のばい煙・臭気の除去に必要な滞留時間、燃焼温度及び燃料効率 ④有害物質や臭気の除去の方法 ⑤環境基準等の設定及び達成方法 ※要求水準以上の部分分かるように記載。要求水準書どおりの場合は、要求水準書どおりと記載 ⑥火葬炉の耐用年数の考え方 ⑦工夫したポイント。特に次の事項について記載すること。 ・火葬需要の変化への対応 ・将来の規制強化への配慮 ・可能な限り事業期間中に大規模修繕が発生しない工夫</p>	Word
2-3-2	火葬炉の運転操作性、維持管理性、更新性	1			<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①火葬炉の構造、配置計画 ②工夫したポイント。特に次の事項について記載すること。 ・構造・配置計画における運転操作、維持管理等への配慮 ・火葬炉機器における将来のオーバーホールや設備更新への対応に関する工夫</p>	Word
2-3-3	火葬炉の安全対策、非常時の対応	1			<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①危険防止及び事故防止のための火葬炉の安全対策の内容 ②停電や故障時の排気手段について環境基準を満足するための方法 ③停電時等の火葬炉制御システムのバックアップ等 ④工夫したポイント</p>	Word

2-4-1	予約システム等の整備計画	2		<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①予約受付システムと連携する斎場内機器設備を含めた統合的なシステムの仕様(概要)、機器構成、整備実施体制</p> <p>②セキュリティ対策の概要</p> <p>③システム構築～運用開始までの工程・スケジュール</p> <p>④工夫したポイント。特に次の事項について記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予約システムの内容及び市民や窓口業務に与える効果</li> <li>・セキュリティ対策の工夫</li> <li>・システム改修、システム更新等への対応に関する工夫</li> </ul>	Word
2-5-1	環境保全・環境負荷低減への配慮	1		<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①環境影響評価の項目、内容</p> <p>※要求水準以上の部分がかかるように記載。要求水準書どおりの場合、要求水準書どおりと記載</p> <p>②工夫したポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の環境負荷軽減方策</li> <li>・導入する省エネルギー設備の内容、効果</li> </ul>	Word
2-6-1	災害時に対応可能な施設とするための計画	2		<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①想定される災害(地震災害、風水害、雪害、火災等)に対応するための施設、設備の配置計画、避難経路等の考え方</p> <p>②災害により、電力・通信・上下水道等のライフラインの機能が停止した状況下においても、斎場を稼働させるために必要な物資の調達・備蓄等の考え方</p> <p>※要求水準以上の部分がかかるように記載。要求水準書どおりの場合、要求水準どおりと記載。</p>	Word
2-7-1-1	施工計画、施工方法	2		<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①仮設工事、新斎場運営開始までの工事、解体撤去完了までの段階を追った具体的な施工計画、施工方法</p> <p>②工事期間中の車両動線、駐車場計画、騒音対策</p> <p>③工夫したポイント。特に次の事項について記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現斎場の運営、新斎場の運営、利用者の安全への配慮</li> <li>・北陸電力の発電用導水管に影響を与えないための工夫</li> </ul>	Word
2-7-1-2	工程計画、工程管理	1		<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①工程計画の概要</p> <p>②工程管理の体制、頻度、方法(要求水準以上の部分がかかるように記載。要求水準どおりの場合、要求水準どおりと記載)</p>	Word
2-7-1-3	工事中の配慮事項	1		<p>次の事項について必ず記載すること。</p> <p>①近隣住民に対する工事工程の周知や安全対策の内容</p> <p>②敷地内及び周辺において、また工事に係る仮設物においても、人生終えんの場に対応しい清潔感を維持する工夫</p>	Word

様式 番号	様式タイトル	上限枚数			記載要領	ファイル 形式
		A4 縦	A3 横	A3 縦		
3. 維持管理業務に関する事項		7	0	0	記載事項・留意点	
3-1-1	基本的な考え方と取組体制	1			次の事項について必ず記載すること。 ①維持管理業務に関する基本的な考え方 ②維持管理体制(責任者、配置人数、資格等) ③市との連携体制 ④工夫したポイント	Word
3-2-1	維持管理計画	2			次の事項について必ず記載すること。 ①業務ごとの維持管理項目、頻度、水準等 ②良好な施設水準を保つための方法 ③故障時・非常時の復旧作業やバックアップ等の対応方法(特に予約システム)	Word
3-2-2	火葬炉の維持管理計画	2			次の事項について必ず記載すること。 ①維持管理項目、頻度等 ②良好な施設水準を保つための方法 ③異常時の対応方法 ④排ガス類の目標レベル及びその維持方法	Word
3-2-3	施設の長寿命化、長期の修繕計画	2			次の事項について必ず記載すること。 ①点検・保守・修繕計画 ②長期修繕計画 ③円滑な業務引継ぎの方策 ④事業期間内の大規模修繕抑制にかかる提案	Word
4. 運営業務に関する事項		8	0	0	記載事項・留意点	
4-1-1-1	基本的な考え方と取組体制	2			次の事項について必ず記載すること。 ①運営業務に関する基本的な考え方 ②運営体制(責任者、配置人数、資格等) ③予約システム等の活用方法 ④火葬集中時の勤務体制 ⑤施設運営上想定される事態(急病人への対応等)への対応方策、体制 ⑥工夫したポイント	Word
4-1-1-2	火葬ダイヤグラム	任意			・22件/日 の場合の火葬ダイヤグラム(業務ごとの人員体制がわかるもの)	Word 又はExcel
4-1-2	非常時の運営体制・対応	1			次の事項について必ず記載すること。 ①非常時の初動及び一連の対応に対する考え方及び運営体制 ②緊急避難先としての開放、支援に関する考え方及び計画	Word
4-1-3	モニタリングの提案	1			次の事項について必ず記載すること。 ①セルフモニタリングの考え方、体制、内容、頻度 ②市の実施するモニタリングに対する支援・協力体制 ③モニタリングを踏まえた業務改善方策	Word
4-2-1	ミス・トラブルの未然防止	1			次の事項について必ず記載すること。 ①運営上のミス・トラブルの予防の考え方及び対策(職員教育・研修など) ②個人情報保護の対策	Word
4-2-2	サービスの維持・向上の提案	2			次の事項について必ず記載すること。 ①運営の各業務についての取組内容 ②物品販売業務の内容(自動販売機の予定台数、設置場所、取扱予定品目) ③サービスの維持・向上のための取組内容 ④工夫したポイント。特に次の事項について記載すること。 ・公共施設としての公平な利用への配慮 ・利用者(特に会葬者、葬祭事業者等)の利便性向上のための工夫	Word
4-2-3	光熱水費や使用燃料の節約方法の提案	1			次の事項について必ず記載すること。 ①省資源、省エネルギーのための方法 ②光熱水費や使用燃料の削減策(目標、達成方法、工夫等)	Word

様式 番号	様式タイトル	上限枚数			記載要領	ファイル 形式
		A4 縦	A3 横	A3 縦		
5. 独自の提案に関する事項		3	0	0	記載事項・留意点	
5-1	独自のノウハウやアイデアに基づく提案	2			将来の火葬件数の伸びや市民等の葬送ニーズの変化を踏まえ、次の事項について必ず記載すること。 ①独自のノウハウやアイデアに基づく取組。特に次の事項について記載すること。 ・市民サービスの向上につながる取組(他の様式に記載していないもの) ・市の財政負担削減につながる取組(他の様式に記載していないもの) ②自主事業を計画している場合は、自主事業の内容	Word
5-2	地域社会・経済への貢献	1			次の事項について必ず記載すること。 ①地域経済への貢献(地元雇用、地元企業の活用、資材等の地元からの調達等) ②地域コミュニティへの対応(地元町内会、校区自治振興会等)	Word
6. 提案概要書(公表用)		0	1	0	記載事項・留意点	
6	提案概要書(公表用)		1		1 提案全体のポイント(基本方針や特徴等) 2 実施体制図 3 施設の概要(面積、諸室数等) 4 鳥瞰図、配置図	Word 又は PowerPoint



## 2 提出書類の作成要領

### (1) 作成上の留意点

#### ①記載内容全般

- ・ 本作成要領に枚数の指定があるものは、指定の枚数を上限とすること。記載のない様式については枚数を制限しないものとする。
- ・ 正本には、事業者名（グループ名）を記載すること。
- ・ 副本及び添付資料には、事業者名を記載しないこと。企業を特定する必要がある場合は、グループ構成表に記載の名称（例：「代表企業」、「構成員1」、「協力企業1」）を使用すること。また、事業者名が特定されるロゴマーク等も記載しないこと。
- ・ なるべく簡潔に記載すること。指定の枚数は上限であるため、指定枚数を下回る提案も可能であることに留意すること。

#### ②様式等

- ・ 使用する用紙は、表紙を含め、各指定様式を使用すること。
- ・ 本作成要領に様式の指定があるものは、それに従うこと。本市が Excel 形式のフォーマットを公表しているものについては、本市が公表する Excel 形式の様式を使用すること。
- ・ 片面印刷とすること。カラーで作成した資料は、正本、副本ともにカラー印刷とすること。
- ・ 各提出書類等に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とすること。

#### ③編集方法

- ・ 左上に、グループ番号を記載すること。グループ番号は参加資格審査結果通知時に通知する。
- ・ 提出書類等の1項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を振ること。

例) 1/2

### (2) 提出部数等

- ・ 提案審査に関する提出書類の提出部数、提出方法は様式①の表に示す通りとする。
- ・ 様式①～③までの書類は、必要箇所に押印すること。クリップ止めの上、クリアファイル又は封筒（A4版）に入れて提出すること。
- ・ 様式④は、必要箇所に押印の上、封筒（大きさ不問）に入れて提出すること。封筒には、グループ名、事業名（富山市斎場再整備事業）を明記し、「提案価格書在中」と朱記すること。
- ・ 様式⑤は、様式番号1～6を綴じるファイルの末尾に綴じること。
- ・ 設計図書（様式0-1～0-15）は、A3横のファイルに綴じること。（紙、プラスチック等ファイルの素材は不問。左綴じ）
- ・ 設計図書以外の提案書類（様式1～6）及び要求水準セルフチェックシート（様式⑤）はA4縦のファイルに綴じ、A3資料は、折り込むこと。（紙、プラスチック等ファイルの素材は不問。左綴じ）
- ・ 様式⑤及び、様式0-1～6までの全てのデータ（副本のデータ）を、CD-R（データが大きい場合は、DVDも可）に入れて1部提出すること。ファイル形式の指定がWord、PowerPoint又は任意となっているものは、PDF形式での保存、提出も可とする（ただし、文字検索ができる形式とすること。）。ファイル形式の指定がExcelとなっているものは、必ずMicrosoft Excel形式（計算式やリンクを残した形）で提出すること。
- ・ CD-Rには、グループ番号、事業名（富山市斎場再整備事業）、書類名（提案審査に関する提出書類）をシール等適宜の方法で記載すること。グループ名、企業名等は記載しないこと。
- ・ 各提出書類の提出方法、受付期間、受付場所については、募集要項を参照すること。

## **(1) 提案審査に関する提出書類**

### 提案審査書類提出書

(宛先)  
富山市長

グループ名

代表企業 商号又は名称  
所在地又は住所  
代表者

印

平成 30 年 7 月 11 日付で募集要項が公表された「富山市斎場再整備事業」の募集について、資格審査を通過した者として、募集要項等に基づき、下表に示す提案審査書類一式を提出します。

なお、この申請書、提出書類及び添付書類等のすべての書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

< 提出書類 >

様式番号	書類名	部数	応募者確認欄	提出方法
①	提案審査に関する提出書類提出書	正本 1 部		クリップ止めの上、クリアファイル又は封筒に入れて提出すること。
②	グループ構成表及び体制図	副本 1 部		
③	要求水準に関する誓約書			
④	提案価格書	正本 1 部		封筒に入れて朱記
⑤	要求水準セルフチェックシート	正本 1 部 副本 10 部		様式 1～6 を綴じるファイルの末尾に綴じること。
0	提案書類 設計図書	正本 1 部 副本 10 部		A3 横左綴じでファイルに綴じること。 表紙にグループ番号を記載し、副本には 1～10 の番号をつけること。
1～6	提案書類 設計図書以外	正本 1 部 副本 10 部		A4 縦左綴じでファイルに綴じることとする。 表紙にグループ番号を記載し、副本には 1～10 の番号をつけること。
0～6	電子データ	1 部		様式⑤及び、0-1～6 までの内容を全て CD-R 又は DVD 入れて提出することとする。ワード、エクセル、PDF など保存形式は指定の通りとすること。

◆備考 提出前に提出書類が揃っていること、枚数制限に違反していないことを確認し、応募者確認欄に○をして提出すること。

## グループ構成表及び体制図

グループ名			
■構成員 1 代表企業	商号 又は名称		
	所在地		
	担当者	氏名 所属 電話 電子メール	F A X
	役割	1. 設計企業 2. 建設企業 3. 工事監理企業 4. 火葬炉企業 5. 火葬炉運転企業 6. 運営企業、7. 維持管理企業 8. 解体企業 9. その他 ( )	
■構成員 2	商号 又は名称		
	所在地		
	担当者	氏名 所属 電話 電子メール	F A X
	役割	1. 設計企業 2. 建設企業 3. 工事監理企業 4. 火葬炉企業 5. 火葬炉運転企業 6. 運営企業、7. 維持管理企業 8. 解体企業 9. その他 ( )	
■構成員 3	商号 又は名称		
	所在地		
	担当者	氏名 所属 電話 電子メール	F A X
	役割	1. 設計企業 2. 建設企業 3. 工事監理企業 4. 火葬炉企業 5. 火葬炉運転企業 6. 運営企業、7. 維持管理企業 8. 解体企業 9. その他 ( )	
■構成員 4	商号 又は名称		
	所在地		
	担当者	氏名 所属 電話 電子メール	F A X
	役割	1. 設計企業 2. 建設企業 3. 工事監理企業 4. 火葬炉企業 5. 火葬炉運転企業 6. 運営企業、7. 維持管理企業 8. 解体企業 9. その他 ( )	

■協力企業 1	商号 又は名称	
	所在地	
	担当者	氏名 所属 電話 電子メール F A X
	役割	1. 設計企業 2. 建設企業 3. 工事監理企業 4. 火葬炉企業 5. 火葬炉運転企業 6. 運営企業、7. 維持管理企業 8. 解体企業 9. その他 ( )
■協力企業 2	商号 又は名称	
	所在地	
	担当者	氏名 所属 電話 電子メール F A X
	役割	1. 設計企業 2. 建設企業 3. 工事監理企業 4. 火葬炉企業 5. 火葬炉運転企業 6. 運営企業、7. 維持管理企業 8. 解体企業 9. その他 ( )
■協力企業 3	商号 又は名称	
	所在地	
	担当者	氏名 所属 電話 電子メール F A X
	役割	1. 設計企業 2. 建設企業 3. 工事監理企業 4. 火葬炉企業 5. 火葬炉運転企業 6. 運営企業、7. 維持管理企業 8. 解体企業 9. その他 ( )
■協力企業 4	商号 又は名称	
	所在地	
	担当者	氏名 所属 電話 電子メール F A X
	役割	1. 設計企業 2. 建設企業 3. 工事監理企業 4. 火葬炉企業 5. 火葬炉運転企業 6. 運営企業、7. 維持管理企業 8. 解体企業 9. その他 ( )

- ◆備考 「構成員 1」「構成員 2」…の記載順は、様式 1-1「参加表明書」とあわせてください。代表企業は、必ず「構成員 1」の欄に記載してください。
- 「役割」の欄は、募集要項を参照し、担当する役割を○で囲んでください。複数の業務を担当する場合は、複数に○をつけてください。該当する番号以外の役割を担当する場合は 9. に○をし、具体的な業務内容を記入してください。
- 構成員及び協力企業の記載欄が不足する場合は、本様式に準じて追加・作成してください。

### グループ体制図

- ◆備考 グループ構成表にあわせて、体制図を図示してください。

### 要求水準に関する誓約書

(宛先)  
富山市長

グループ名

代表企業 商号又は名称

所在地又は住所

代表者名

印

平成 30 年 7 月 11 日付で募集要項が公表された「富山市斎場再整備事業」について、参加資格審査を通過した者として、提案書類を提出します。当グループの提案書類の一式は、募集要項等（募集要項、要求水準書（添付資料含む）、様式集及び作成要領、基本協定書（案）及び事業契約書（案））に規定された要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。

### 提案価格書

(宛先)

富山市長

グループ名

代表企業

所在地

商号又は名称

役職・氏名

印

平成 30 年 7 月 11 日付で募集要項が公表された「富山市斎場再整備事業」の募集について、資格審査を通過した者として、募集要項等（募集要項、要求水準書（添付資料含む）、様式集及び作成要領、基本協定書（案）及び事業契約書（案））の各条項を承諾するとともに、富山市契約規則を熟知し、応募します。

下記金額に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって、下記の事業を実施します。

記

	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金										

事業名：富山市斎場再整備事業

ただし、この提案価格の内訳は次のとおりとします。

サービス対価A	円
サービス対価B	円
サービス対価C	円
サービス対価D	円
サービス対価E	円
サービス対価F	円
光熱水費相当額	円
総合計 ※1	円

提案価格から 光熱水費相当額を除いた額 ※2	円
------------------------------	---

◆備考

- ・提案価格は、算用数字で表示し、頭書に¥の記号を付記すること。いずれも税抜の価格とすること。
- ・※1に記載した金額が、提案価格と一致するようにすること。
- ・提案価格が本市の示す上限価格6,726,000,000円を超えていないことを確認すること。
- ・価格評価点の対象は、提案価格から光熱水費相当額を除いた※2の金額となることに留意すること。
- ・記載する提案価格及び内訳は、様式1-2-1-3における本市の支払うサービス対価の事業期間の合計金額、及び様式1-2-1-3における本市の支払うサービス対価の事業期間の合計金額と整合を取ること。
- ・封筒に封かんし、グループ名、事業名（富山市斎場再整備事業）を明記し、「提案価格書在中」と朱記すること。

## 様式⑤

### 要求水準セルフチェックシート

- ・ 提案内容が、下表に示す要求水準書確認事項を満たす内容となっているか確認すること。
- ・ 提案書類で要求水準書を満たすことが確認可能な事項は、その内容が示されている様式番号（複数可）を当該様式欄に記載し、応募者確認欄に「○」を記載すること。
- ・ 提案書類に要求水準書を満たす具体的な記載がない場合は、要求水準を満たすことが可能なことを確認の上、応募者確認欄に「✓」を記載すること。
- ・ 作成は、別途公表するエクセルファイルの様式を利用すること。



### 要求水準セルフチェックシート

「提案書類」の提案内容が、下表に示す要求水準書確認事項を満たす内容となっているか確認すること。  
「提案書類」で要求水準書を満たすことが確認可能な事項は、その内容が示されている様式番号（複数可）を該当様式欄に記載し、応募者確認欄に「○」を記載すること。  
「提案書類」に要求水準書を満たす具体的な記載がない場合は、要求水準を満たすことが可能な事を確認のうえ、応募者確認欄に「✓」を記載すること。

No	頁	項目等	要求水準書確認事項	応募者		市
				該当様式	確認	
<b>第1章 総則</b>						
<b>5 適用法令・基準</b>						
1	3		本事業を実施するに当たっては、要求水準書第1章の5「適用法令・基準」に示す法令等を遵守すること。			
<b>6 要求水準の変更</b>						
2	5	(3) 事業期間終了時の要求水準	1) 事業者は、事業期間終了時において、施設（予約システムも含む。）のすべてが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で本市へ引き継ぐこと。			
3	5		2) 事業期間終了時の建物（建築、機械設備、電気設備及び昇降機設備）については、概ね2年以内の大規模修繕（「建築物修繕措置判定手法」（建設大臣官房庁営繕部監修）の大規模修繕に関する記述に準ずるものとする。）または更新を必要としないと判断できる状態とすること。			
4	5		4) 事業期間終了に当たり、事業者は本市と協議のうえ日程を定め、事業期間終了時の要求水準について協議を行うとともに、本市の立会いの下に上記状態についての確認を受けることとする。			
<b>7 災害時の対応</b>						
5	5	(1) 常時における備蓄等	3日間の火葬件数に対応できるよう、非常用発電装置におけるエネルギー供給を含め、燃料は常時概ね2,000ℓ程度確保すること。備蓄量については、事業者の提案とする。			
6	5		上記の常時における備蓄等に要する費用は、事業者の負担とし、サービス対価に含まれるものとする。			
7	6	(2) 大規模災害への対応	大規模災害が発生した場合において、本市が必要であると判断したとき（以下「災害発生時」という。）には、事業者は業務実施時間を延長し、災害対応への支援を行うこと。また、災害発生時には、必要に応じて、本市の指示により、一時的に周辺住民の緊急避難場所として施設を開放すること。本対応に関する費用は、サービス対価とは別途、本市が負担する。			
<b>8 光熱水費の負担について</b>						
8	6		1) 本事業の維持管理・運営に係る光熱水費（電気、ガス、水道、灯油）は本市が負担する。ただし、施設引渡しまでの光熱水費は事業者負担とする。			
9	6		支払方法については、事業者が供給者と契約するものとし、その契約にあたっては事前に本市と協議すること。			
10	6		2) 物品販売業務に要する光熱水費、及び事業者が提案し本市が事前に承認して実施される自主事業に要する光熱水費は、事業者の負担とする。			
11	6		使用料については子メーターで管理し毎月本市に報告することとし、事業者が使用した分の光熱水費を除いて本市に請求すること。			
12	6		3) 事業者は、施設の維持管理運営においては、積極的に省資源・省エネルギーに努めること。			
13	6		4) 事業者は、毎月の光熱水費の使用料を整理し、「使用料報告書」として本市に提出すること。			
<b>第2章 施設整備業務要求水準</b>						
<b>1 基本要件</b>						
14	7	(1) 立地条件	【建ぺい率】60%以下 【容積率】200%以下			
15	8	(3) 供用開始期限	本施設のうち、新斎場は、平成33年（2021年）9月までに供用開始できるよう施設整備を行うこと。			
16	8		平成34年（2022年）4月1日から本施設のすべてが供用開始できるよう平成34年（2022年）3月31日までに施設整備、解体及び撤去、跡地整備を行うこと。			
17	8	(4) 施設規模	本事業において整備する施設の概要は以下のとおりとする。 【延床面積】3,320㎡以上で事業者の提案による。 【火葬炉数】火葬炉11基、胎衣産汚物炉1基 【告別・収骨室】5室以上とする。 【お別れホール】事業者の提案による。告別・収骨室、お別れホールを一体とすることも可能。 【待合ホール・待合室】設置する。待合室3室以上 【自動販売機】設置する。詳細は事業者の提案による。 【多目的室】1室 【事務室】1室 【会議室】1室 【駐車場台数】斎場利用者用：乗用車50台以上、中型バス8台以上。管理・業務用：乗用車15台以上			
18	8		一遺族の会葬者数は、現状（平成26年度）において年間件数の約90%が30名以下であり、平均人数は17.3人/件である。最大は46人～50人が1件で、上位から95%に当たる人数は31人～35人である。こうした現状を踏まえて施設規模を計画すること。			
19	8		将来の火葬件数の予測については、「富山市内斎場再整備事業基本構想」を参照すること。			
20	9	(5) インフラへの接続条件	【上水道】敷地の埋設管から接続すること。 【下水道（汚水）】農業集落排水に接続すること。 【雨水排水】敷地周囲の既設の水路に放流すること。 【電気】近隣の既設の電力線から引き込むこと。 【電話】近隣の既設の電話線から引き込むこと。			
<b>2 事前調査業務</b>						
21	9	(1) 環境に与える影響の調査	事業者は、本施設の建設工事着手前までに本施設が工事中及び供用時に環境に対して与える影響の調査、予測及び評価を実施し、本市に報告し確認を受けること。 調査項目は、次に示す内容とし、添付資料12に示す通りとする。 ア 大気質（二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、硫化水素、ダイオキシン類） イ 騒音（環境騒音、道路交通騒音、低周波音） ウ 振動（環境振動、道路交通振動） エ 悪臭（特定悪臭物質濃度、臭気指数） オ 地盤 カ 地下水			
22	9		散水で地下水を利用する場合は、井戸水枯渇調査を実施すること。			
23	9	(2) その他の事前調査	事業者は、業務に必要な調査及び法令上必要な調査を、関係機関と十分協議を行った上で実施すること。なお、調査を実施する際は、調査前に本市と協議すること。 施設周辺の建物の調査、テレビ電波障害の調査を着工前及び完成後に行うこと。 調査を行うために申請手続きが必要な場合は、適宜実施すること。 調査を行うにあたっては、必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して業務を進めること。			
<b>3 設計業務</b>						
27	10	(3) 計画及び報告	1) 設計体制と主任技術者の設置・進捗管理 事業者は、設計業務の主任技術者を配置すること。			
28	10		設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。			
29	10		組織体制と合わせて設計着手前に次の書類を提出し、本市の承認を受けること。 ア 設計業務着手届 イ 配置技術者届（設計経歴書添付のこと。） ウ 担当技術者・協力技術者届			
30	10		2) 設計計画書及び設計業務完了届の提出 設計業務着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、本市に提出し承認を得ること。			
31	10		設計計画書に基づき定期的に本市に対して設計業務の進捗状況の説明、報告を行うこと。			
32	10		建築基準法51条ただし書きを適用した建て替えを実施するため、本市の担当部署（建築指導課）と連絡をとりながら手続きを進めること。			
33	10		基本設計及び実施設計の各終了時に、要求水準書第2章3(3)2の①及び②に示す設計図書等を本市に提出して承認を得ること。			
<b>4 施設整備要件</b>						
34	11	(1) 基本要件	維持管理における作業性、効率性も含め、建築物、付帯設備及び火葬炉について、総合的、経済的な検討を行って計画すること。			
35	11		耐震性を重視し、機能的、構造的に災害に強い施設とすること。			
36	11		省エネルギー、省資源及びライフサイクルコストの削減を考慮した耐久性の高い施設とすること。			
37	11		施設稼働期間（約50年）を見据え、配管等も含めた修繕を行いやすい構造とすること。			
38	11		すべての利用者が安全で快適に利用できる施設づくりを行うこと。			
39	11		プライバシーの保護に配慮した施設とすること。			
40	11		動線計画は、遺族の心情に配慮し、一連の葬送がスムーズに執行されるように工夫すること。また、利用者のプライバシー保護のため、利用者動線が交錯しないよう、配慮すること。			
41	11		到着から告別、待合、収骨に移動する遺族や会葬者同士及び作業員等との動線の交錯がなく、維持管理・運営上も効率的な動線となるように配慮すること。			
42	12		「富山市環境未来都市計画」に基づき、再生可能エネルギーの導入に努めること。			
43	12		「富山市公共建築物等木材利用推進方針」に基づき、木材の利用に努めること。			
44	12		外構及び斎場施設内に案内表示を設け、利用者の誘導を図ること。			
45	12		適切な場所にAED（自動体外式除細動器）を設置すること。			

46	12	(2)	建物の構造	①	耐震性能	新斎場の構造については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、次のとおりとする。 【構造体】Ⅱ類 【建築非構造部材】A類 【建築設備】甲類			
47	12			②	施設の耐用年数	建設物としての耐久性能を50年程度とする。			
48	12					個々の部位、部材、設備、部品等については、十分な機能を確保できるよう、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択及び施設の設計を行うこと。			
49	12			③	周辺環境・地球環境への配慮	施設が周辺環境に与える影響を軽減し、周辺環境の保全に努めること。			
50	12					建物の外観は、周辺の景観に配慮したものとすること。			
51	12					地球環境保護に配慮し、建物のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努めること。			
52	12					省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮した施設にするとともに、自然エネルギーの活用（自然採光、自然換気等）や、節水器具の採用、リサイクル資材の活用、廃棄物発生抑制等に配慮すること。			
53	12			④	ユニバーサルデザイン対応	高齢者・障害者等を含む本施設のすべての利用者が施設（外構・敷地へのアプローチも含む）を不自由なく、安心・安全かつ快適に利用できるようユニバーサルデザインに配慮すること。また、身体障害者用の動線は、可能な限り一般動線と同じになるよう計画すること。			
54	13			⑤	標準仕様	設計及び施工においては、原則として、「第1章5適用法令・基準」に示す設計標準、仕様書等によることとし、公共施設の標準的な水準以上を確保すること。			
	13	(3)	施設規模・施設構成						
55	13		1)全体			新斎場の規模は本事業を適切に実施できる内容で設定すること。			
56	13					施設全体を火葬部門、待合部門、管理部門、駐車場等の4部門とする。各部門の施設規模・構成等については、要求水準書第2章4（3）1に記載する事項のほかは、事業者の提案とする。			
57	13					建築計画において、可能な限りコンパクトで効率的な施設とすること。			
58	13					自主事業のために施設を追加することは、原則として認めない。ただし事業者が提案時に提案し、本市が事業契約締結までに承認した施設については、必要最小限の範囲で設置を許可する場合がある。			
59	13					動物炉、葬儀式場の設置は認めない。			
	15		2)各部門、諸室の要件	①	火葬部門				
60	15				エントランス車寄せ	霊柩車及び中型バスが横付けできる乗降スペースとする。			
61	15					降雨（雪）時にも乗降がスムーズにできること。			
62	15					降雨（雪）時に会葬者及び棺が濡れることがないように、庇や囲い等を設けるなど工夫をすること。			
63	15					庇等の高さは中型バスが入れる空頭を確保すること。			
64	15					車両及び会葬者が迷わないよう適切な誘導表示を行うこと。			
65	15					会葬者1遺族分として「霊柩車+中型バス1台」を単位とし、同時に2遺族が利用可能な車寄せの整備を基本とする。なお、車寄せに直列に並ばない場合、中型バスの回転可能なロータリー・待機場の設置等で対応する。			
66	15				エントランスホール	利用者の主出入口とする。			
67	15					多数の会葬者が集中するときも各室への円滑な動線処理ができる面積、設計とすること。			
68	15					遺族の心情に配慮し、落ち着きと安らぎの感じられる空間・意匠とすること。			
69	15					エントランスホール入口（玄関口）には風除けのためのスペース・設備等を設けること。			
70	15				お別れホール	告別・収骨の前に会葬者が一時滞留するスペースとする。			
71	15					遺族の心情に配慮し、自然光や外部の緑地景観の取り入れ等に配慮し、明るく清楚で安らぎの感じられる空間・意匠とすること。			
72	15					告別室・収骨室と機能を一体化することも可能とする。			
73	15					他の会葬者と動線を分離すること。			
74	15				告別室・収骨室	会葬者と遺体の最後の別れの場所とする。			
75	15					火葬炉に棺を納める作業を行う場所とする。			
76	15					会葬者が火葬炉前に棺を納めるところを見送ることができること。			
77	15					会葬者が収骨を行う場所とする。			
78	15					告別室・収骨室は、5室以上とする。			
79	15					お別れの場所にふさわしい厳粛な空間とすること。			
80	15					棺運搬車から台車への載せ替え作業を円滑にできるスペース、広さに見合った天井高を確保すること。			
81	15					床は、棺運搬車、台車の重量に耐えられる材料で構成すること。			
82	15					特定宗教、宗派の様式に偏らないよう配慮すること。			
83	15					収骨する全人員がゆとりをもって収骨できる空間とすること。			
84	16					出入口は、車椅子の利用者が出入りしやすいよう配慮すること。			
85	16					遺影台、焼骨台等を設置すること。			
86	16					長期にわたる使用による微細粉、臭気、汚れの付着への対策を行うこと。			
87	16				監視室	火葬炉設備等を監視・管理するための場所とする。			
88	16					炉室に隣接した場所に設置すること。			
89	16				職員休憩・手洗い・更衣室	職員の休憩等の場所とする。			
90	16					火葬部門職員等のためのトイレを設けること。			
91	16					炉室等に近い場所に配置することが望ましい。			
92	16					更衣室及びトイレを隣接させることが望ましい。			
93	16					職員のための脱衣室、シャワー室を設けること。			
94	16				炉室	火葬炉を設置する場所とする。			
95	16					火葬業務に従事する従事者の健康管理に留意し、吸音、空調、採光等を十分検討し、良好な作業環境を保つこと。			
96	16				炉設備機械室	排風機、集じん機、冷却器等を設置する場所とする。			
97	16					省スペースのため、なるべく2階に設置すること。			
98	16					効率的に保守・点検作業が行えるよう配慮すること。			
99	16				機械室	空調、発電、電気等の機械を設置する場所とする。			
100	16					効率的に保守・点検作業が行えるよう配慮すること。			
101	16				倉庫・台車室	炉内台車、棺運搬車を保管する場所とする。			
102	16					修理材料や備品を保管できる場所とする。			
103	16					炉内台車及び棺運搬車の清掃やメンテナンス等ができるよう配慮すること。			
104	16				残灰処理室	残骨灰及び集じん灰を収集し、一時保管する場所とする。			
105	16					残骨灰及び集じん灰を搬出する際、会葬者の目に触れないよう配慮すること。			
106	16				霊安室	火葬までの間、遺体を一時冷蔵・保管する場所とする。			
107	16					遺体用冷蔵庫を設置すること。			
108	16					遺体2体分の棺の収容が容易であること。			
109	16					排気が十分に行われ、清掃がしやすい構造とすること。			
110	16					霊安室、火葬炉、多目的室を移動する動線に配慮すること。			
111	16				その他諸室、通路等	ユニバーサルデザインに配慮すること。			
112	16					安全性に配慮すること。			
113	16					職員や委託先事業者の働きやすさに配慮すること。			
	17			②	待合部門				
114	17				待合ホール	告別や収骨までの間、会葬者が一時的に休憩する場所とする。			
115	17					心静かに落ち着ける空間とすること。			
116	17				多目的室	会議、集会等多様な用途に利用できる場所とする。			
117	17					小規模な葬儀（30名程度まで）にも対応できる場所とする。			
118	17				準備室・控室	多目的室利用者等のための準備室・控室とする。			
119	17					多目的室に近接した位置に設置すること。			
120	17				待合室	収骨までの間、遺族等ごとに個別に利用する待合室とする。			
121	17					湯茶の準備ができる給湯コーナーを設ける（別途給湯室として整備してもよい）。			
122	17					3室以上を設けることとする。			
123	17					各室の規模は事業者の提案とするが、20名程度がゆったりくつろげる空間を基本とし、利用人数の増減に対応できる工夫を行うこと。			
124	17				自動販売機	飲料を販売する自動販売機を設置すること。			
125	17					設置場所は事業者の提案とするが、待合ホール、待合室付近に設置することが望ましい。			
126	17					設置に際しては、その場の雰囲気に合わせて色彩の調和や遮音等の工夫に配慮する。			
127	17				トイレ	会葬者のための男子用、女子用、多機能トイレを設置すること。			
128	17					便器は洋式を基本とすること。男子用には小便器を設けること。			
129	17					ユニバーサルデザインに配慮すること。			
130	17					高齢者、身体障害者、乳幼児連利用者等の利用を想定した設備を設けること。			
131	17					多機能トイレは、車椅子での利用がしやすいよう十分な空間を確保すること。			
132	17					少なくとも本施設内の一か所には、オストメイト対応の多機能トイレを設置すること。オストメイト対応の多機能トイレには、パウチ洗浄用の専用流し台を設けること。			
133	17				その他諸室・通路等	ユニバーサルデザインに配慮すること。			
134	17					会葬者の利便性に配慮すること。			
135	17					多目的室を2階以上に配置する場合は、葬儀等を行う場合に棺の運搬が可能な大型エレベーターを設置すること。			
	18			③	管理部門				
136	18				管理事務室・更衣室	本施設全体の事務を取り扱う場所とする。			
137	18					会葬者等の受付、案内を行う場所とする。			
138	18					職員等の更衣室を設けること。			
139	18					職員等の働きやすさに配慮すること。			
140	18				会議室	職員等の会議や来客用に使用する場所とする。			
141	18				トイレ	職員等のためのトイレを設けること。配置によっては、会葬者と共用も可能とする。			
142	18				湯沸室	職員が利用する給湯室又は給湯スペースとする。			

143	18			倉庫	書類、備品等を収納する場所とする。			
144	18			その他（通路等）	通路等はユニバーサルデザインに配慮したものとすること。			
145	18				残骨灰置き場（一時保管場所）を別途確保すること。			
146	18			④ 駐車場等				
147	18			アプローチ	駐車場からエントランスまでの間のアプローチ歩道には、雨よけの庇等を設ける。			
148	18			バス待機場	中型バス8台分以上（車寄せでの待機台数を含む）の待機場を設置すること。			
149	18			駐車場	中型バスが円滑に回転できるロータリー等の設置が望ましい。 会葬者等の駐車場を50台以上設けること。（現状の利用実態からみて、常時開設35台程度、臨時開設15台程度に区分して分散配置することは可とする）			
150	18				駐車場の主出入口は県道側に設置すること。その他の出入口を市道側に設置することは可とする。			
151	18				法令等に従い、車いす利用者用駐車場を設けること。また、身体障害者、妊婦、けが人及び乳幼児連れ利用者等が利用できる駐車場を適切な位置に設けること。			
152	18				職員用、葬祭事業者等の駐車場は適切な台数設けること。会葬者等用とはなるべくゾーン分けをすることが望ましい。			
153	18				駐車場内に安全な歩行者路を確保すること。歩行者路には雨よけの庇等を設置することが望ましい。			
154	18				消・融雪設備を設置すること。			
155	18			喫煙場所	受動喫煙防止のための措置をとった喫煙場所を屋外に設けること。			
156	18			業務用ヤード	保守・点検、修理等の材料、廃棄物等の搬出入や荷捌き等を行う場所とする。			
157	19				火葬部門、管理部門と近接した場所とすることが望ましい。			
158	19				会葬者から作業の様子が見通しにくいよう工夫をすることとする。			
159	19				消・融雪設備を設置すること。			
160	19			緩衝緑地	本施設と周辺環境の調和を図り、また、遺族や会葬者の悲しみを和らげ、安らかな心で故人を見送ることができるよう、癒しと優しさの感じられる空間として整備する。			
161	19				立木、草花、芝生、散策路等を組み合わせることとし、彫刻や噴水・池は設けない。			
162	19				北陸電力用地についても、会葬者に安らぎを与える空間として、市有地とともに一体的に緑化をする。この場合、地下の導水管への影響を考慮し、深く根を張る樹木等は避け、地被植物や草花、低木等の植栽が望ましい。			
163	19				維持管理がしやすく美観が保ちやすいよう配慮することとする。			
164	19	(4)	動線計画	1) 屋外の動線	敷地内においては、歩行者と車両の分離を原則とし、複数の動線が交錯しないよう単純で分かりやすく安全性の高い動線計画とする。車両動線は安全性の視点から余裕をもった視距や回転半径の確保に留意する。			
165	19				車両の出入口は、原則として県道（174号上滝山線）側に設置する。			
166	19				北陸電力導水管の荷重影響範囲内には、原則として車両の通行動線は設けない。総重量4t未満の車両が一時的に通行する等、限定的利用は可とするが、具体的には北陸電力との協議が必要である。			
167	19				会葬者が集中する混雑時においても周辺道路の交通に極大影響を及ぼさないよう（進入待ちの車両が道路上に滞留しないよう）、敷地内において中型バスの待機場やロータリーの設置など余裕のある交通空間の確保に留意する。			
168	19			2) 屋内の動線	屋内の動線計画にあたっては、霊柩車到着、告別、納骨、待機、開扉、収骨、退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬者のスムーズな進行を確保した計画を立案すること。			
169	19				会葬者のスムーズな進行を確保した上で、利用者のプライバシーに配慮した計画を立案すること。			
170	19	(5)	配置計画		施設の配置計画・規模については民間事業者提案とするが、周辺環境との調和、会葬者の利便性、ニーズ、動線等を考慮すること。			
171	20				日照や景観に配慮し、建物等が県道側に圧迫感を与えないよう留意し、建物、交通施設、緩衝緑地等がバランス良く調和した配置計画を行うこと。			
172	20				周辺環境や会葬者のプライバシー等に配慮し、外周道路（出入口除く。）から火葬場敷地内の様子がわかりにくくなるよう計画すること。			
173	20				北陸電力導水管荷重影響範囲内（添付資料に示す。）には建物を建築しないこと。			
174	20				現斎場を稼働させながらの工事となるため、建替え期間中において現斎場の環境や運営に支障のないよう、工事の影響を最低限に抑えるべく、特に以下の点に配慮すること。 ア 現斎場への霊柩車・会葬者の安全なアプローチ動線を確保し、工事用車両動線と輻輳しないよう配慮する。 イ 会葬者の心情に配慮し、工事に伴う騒音・振動・埃等の発生を極力抑制する。			
175	20				夜間や休業日に敷地内に車両等が無断で進入できないよう、敷地周囲に柵等（周辺環境との調和に配慮）を設けること。			
176	20	(6)	建築意匠の仕上げ計画		建築意匠の仕上げは、周辺環境との調和及び人生の終えんの場としてふさわしいものとすること。			
177	20				維持管理に留意し、清掃や管理の行いやすい施設となるように配慮すること。			
178	20				内外装については、有害物質等が発生するおそれのある材料の使用を避け、断熱性にも配慮しながら、建物の耐久性を高めるよう計画すること。			
179	20				仕上げの選定に当たっては、「第1章5 適用法令・基準」に示す設計基準、仕様書等に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とし、施設の特性に十分配慮したものとすること。			
180	20				施設案内板や室名の誘導サインは、高齢者や障害者に配慮した分かりやすい表示とすること。			
181	20				車寄せやエントランスホール、告別・収骨・炉前ホール、トイレ等、多数の利用者が利用する場所の仕上げ面については、各所の機能に適し、美観を損なわない材料を用いること。また、床は滑り止めの加工を施すこと。			
<b>5 建築付帯設備要件</b>								
182	20	(1)	基本要件		省エネルギーと地球環境保全の対策を考慮すること。			
183	20				高齢者及び障害者も含めた全ての利用者に対し安全性と利便性を確保すること。			
184	20				安全かつ効率的な作業環境及び執務環境を確保すること。			
185	21				非常時にも安全に使用できる設備とすること。			
186	21				設計及び施工においては、原則として「第1章5 適用法令・基準」に示す設計基準、仕様書等によることとし公共施設の標準的水準以上を確保すること。			
187	21				本要求水準書に記載のないものについても、関連法令等に従って必要な設備は全て整備すること。			
188	21	(2)	電気設備	① 電灯設備	照明器具、コンセント等を必要な箇所に整備すること。			
189	21				LED等の省エネルギー型器具を積極的に採用すること。			
190	21				自動昇降装置等を整備するなど、高所にある器具を容易に保守管理ができるようにすること。			
191	21				トイレ等利用者の出入りを伴う場所については、自動点灯・消灯が可能な方式とすること。			
192	21				外灯は、自動点灯・消灯及び時間点灯・消灯が可能な方式とすること。			
193	21			② 動力設備	動力制御盤は、原則として各機械室内に設置すること。			
194	21			③ 受変電設備	適切な変圧器構成とすること。			
195	21			④ 非常用電源設備	災害時等に対応するため停電時非常用電源を装備すること。			
196	21				発電設備の能力は、建物保安用設備等の重要設備、火葬炉12基、及び火葬業務遂行のために最低限必要な設備を72時間（3日間）連続運転できるものとすること。			
197	21				非常用照明、受変電設備の操作用電源を設けること。			
198	21			⑤ 電話設備	内線電話機能及び外部通信用としての電話設備を、施設内要所に設置すること。			
199	21			⑥ 時計設備	備品一覧表を踏まえ、施設内要所に電波時計等、誤差の生じにくい時計を設置すること。			
200	21			⑦ 音響設備	多目的室に、マイク等の音響設備を設置すること。			
201	21			⑧ 避難誘導設備	災害・非常時の避難誘導のための放送設備を設置すること。			
202	22			⑨ 誘導支援設備	視覚障害者誘導用ブロック、点字標示板等、利用者の誘導支援に必要な設備を整備すること。			
203	22				ユニバーサルデザインに配慮し、適切な誘導支援設備を整備すること。			
204	22			⑩ テレビ受信設備	テレビを設置する箇所については事業者提案とし、受信料等は事業者の負担とする。			
205	22			⑪ テレビ電波障害防除設備	建物によるテレビ電波障害が発生しないよう留意すること。なお、周辺に施設建設に伴うテレビ電波障害が発生した場合は、事業者によりテレビ電波障害防除施設を設けること。			
206	22			⑫ 監視用カメラ設備	排気筒監視用にカメラ設備を設置すること。			
207	22			⑬ 防犯設備	夜間や閉場日に、斎場施設内及び駐車場に無断で進入できないようにすること。			
208	22				その他、カメラ等の防犯設備を適切に設置すること。設置箇所については、事業者の提案による。			
209	22			⑭ 自動火災報知設備	消防機関への火災通報装置を設置すること。			
210	22			⑮ 中央監視制御設備	中央制御方式とし、火葬炉に関する事項は火葬炉制御室で、防犯設備、火災報知機等は事務室での監視及び制御が行えるようにすること。			
211	22			⑯ 計量設備	物品販売業務及び自主事業に使用する電力、ガス及び水道を別途計量できるように子メーターを設置すること。設置にかかる費用は、事業者の負担とする。			
212	22	(3)	機械設備	① 空調設備	冷暖房用熱源システムは事業者の提案による。各室の用途に応じ、室内環境を考慮した空調システムを採用すること。			
213	22				省エネルギー型器具を積極的に採用すること。			
214	22			② 換気設備	告別・収骨室、お別れホール、その他の諸室に換気設備を設置すること。			
215	22				告別・収骨室、お別れホールについては、臭気、熱気等がこもらないように、また騒音についても十分に配慮し対策等を施すこと。			
216	22			③ 排煙設備	「建築基準法」及び「消防法」に基づく排煙設備は、自然排煙を原則とする。			
217	23			④ 衛生器具設備	高齢者、身体障害者、乳幼児連れ利用者にも使いやすい器具を採用するとともに、少なくとも本施設内の一か所にはオストメイト対応等の多機能トイレを設置すること。オストメイト対応の多機能トイレにはパウチ洗浄用の専用流し台を設けること。			
218	23				便器は洋式を基本とすること。男子用には小便器も設置すること。			
219	23				トイレには、異常を知らせる通報設備を設置すること。			
220	23				節水型の器具を採用すること。			
221	23			⑤ 給水・給湯設備	給水・給湯設備を設置すること。方式、系統は事業者の提案とする。			
222	23				トイレ、シャワー室、職員休憩室、湯沸し室に給湯可能なものとすること。			
223	23			⑥ 排水設備	汚水、雑排水は、農業集落排水へ排出すること。			
224	23				農業集落排水への排出計画については本市の担当課（農村整備課）と事前協議すること。			

225	23		⑦	消防設備	「消防法」等の規定に準拠した消防設備を設置すること。			
226	23		⑧	融雪・消雪設備	駐車場、エントランスには融雪・消雪設備を設置すること。エントランスへのアプローチ歩道、エントランス車寄せは、利用者が濡れないように工夫すること。			
<b>6 火葬炉整備要件</b>								
227	23	(1)	①	火葬炉設備概要				
228	23			ア 火葬炉設置基数	火葬炉 12 基（うち胞衣産汚物炉1 基）			
229	23			イ 設計上の留意すべき事項	ダイオキシン類、ばい煙、臭気、騒音等の公害発生防止に留意し、いかなる場合も無煙・無臭とすること。 高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有すること。 火葬炉の耐用年数は20年間以上で計画すること。 省力化及び省エネルギー化に配慮した設備とすること。 快適で安全な作業環境を確保し、適切な衛生環境となるよう計画すること。 遺族や会葬者の火傷防止等に十分に配慮した計画とすること。 火葬に係る作業全般において、極力自動化を図り、コストの低減を目指すこと。 維持管理や将来的なオーバーホール等が容易な構造とすること。 火葬開始後は、いかなる部位の故障があっても、当該火葬炉内で火葬を完了させること。 1 排気系列内の火葬炉の一部が点検整備等により運転停止中であっても、同系列内の当該炉以外は、運転が可能なシステムとすること。 設備機器は十分な耐震性能を有すること。			
230	23							
231	23							
232	23							
233	23							
234	23							
235	23							
236	23							
237	23							
238	24							
239	24		②	火葬炉設備主要項目				
240	24			ア 火葬重量等 (ア) 火葬重量	火葬炉の火葬重量は次のとおりとする。 遺体重量等：～120kg 棺重量：25kg 副葬品：5kg			
241	24			(イ) 最大棺寸法	最大棺寸法は次のとおりとする。 長さ：2,100mm 幅：650mm 高さ：550mm			
242	24			イ 火葬炉主要機能 (ア) 火葬時間	a 火葬炉：主燃バーナの着火から消火まで通常60分以内とする。（ただし、遺体重量80kg以上はその限りでない。） b 冷却時間：炉内及び前室での強制冷却により、火葬終了後、15分程度で取骨が可能な温度になるものとする。			
243	24				c 1日あたり運転回数（火葬炉）：通常時2回/炉・日、繁忙時3回/炉・日			
244	24				d 使用燃料：灯油とする。			
245	24				e 主要設備方式 (a) 炉床方式：台車式 (b) 排出ガス冷却方式：均一、急速に降温できる方式とする。 (c) 排気方式：事業者提案とする			
246	25				f 燃焼監視・制御：各火葬炉について、焼却と冷却、排出ガスの冷却及び処理等の運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、コンピューター等で一括して管理するものとする。また、主要項目のデータについては記録し、本市が要求した場合は本市へ提示すること。			
247	25				g 異常・非常時の運転：炉内温度、炉内圧、排出ガス温度等に異常が生じた場合には迅速かつ適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。			
248	25				h 安全対策：日常運転における危険防止及び誤操作による事故防止のため、各種インターロック機能を設け、非常時には各装置が全て安全側へ作動する危険回避機能を備えること。			
249	25				自動化した部位については、全て手動操作が可能ないように設計すること。			
250	25				職員の火傷防止のため、表面温度が高くなる部分には断熱工事を行うこと。			
251	25				職員の安全、事故防止に十分配慮すること。			
252	25							
253	25		③	公害防止基準				
254	25			ア 排出ガス基準	排出ガス基準は、次のとおりとする（一工程の平均値とする） ばいじん量 0.04g/Nm <sup>3</sup> 以下 硫黄酸化物 30ppm以下 窒素酸化物 250ppm以下 ダイオキシン類 1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下 塩化水素 50ppm以下			
255	25			イ 臭気基準	特定悪臭物質については、「悪臭防止法」及び「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準」に基づき、要求水準書第2章6（1）③イに記載する基準値以下とする。			
256	26			ウ 騒音基準	臭気濃度については、敷地境界において10以下とする。 全炉運転時に次の基準値以下とする。 敷地境界：昼間（8時～19時）55dB、朝夕（6時～8時、19時～22時）45dB、夜間（22時～翌朝6時）40dB 炉前ホール：60dB			
257	26			エ 振動基準	全炉運転時に次の基準値以下とする。 敷地境界：昼間（8時～19時）60dB、夜間（19時～翌朝6時）55dB			
258	26			オ その他	示された基準値は、特に断りがない限り、酸素濃度12%換算値とする。			
259	27		④	排出ガス等検査	着工前、竣工時及び年1回以上、本市の立会いのもと排出ガス等の検査を実施し、検査結果を本市に報告すること。なお、排出ガス等の検査は、法的資格を有する機関に委託すること。			
260	27			ア 基本条件	排出ガス等検査は、公害防止基準に掲げた項目について実施する。なお、事業者は検査方法等を明記した検査要領書を作成し、本市の承諾を得ること。			
261	27				検査項目ごとの測定方法及び分析方法等は、関係法令及び規格等に準拠して行うこと			
262	27				排出ガス等検査の結果、公害防止基準のうち1項目でも基準値を満たさない場合は、その原因を速やかに本市に報告して事業者の責任において改善を行い、改めて再検査を行うこと。なお、排出ガス等検査は事業者の負担により実施すること。			
263	27			イ 着工前調査	着工前に、現況を把握するため、敷地境界付近において、大気汚染物質、特定悪臭物質、臭気、騒音、振動の測定を行うこと。測定地点は、本市と協議して決定するものとする。			
264	27			ウ 竣工時検査	竣工時に、大気汚染物質、ダイオキシン類、特定悪臭物質、臭気、騒音、振動の測定を行うこと。			
265	27				調査地点は、大気汚染物質、ダイオキシン類、特定悪臭物質のうち排気筒出口での値が定められている物質については各排気筒出口、その他の項目については、着工前調査地点とすること。			
266	27				大気汚染物質、特定悪臭物質のうち排気筒出口での値が定められている物質、ダイオキシン類は、各排気筒系列運転時に実施し、全系列について行うこと。			
267	27				特定悪臭物質のうち敷地境界での値が定められている物質、臭気については、応募者の提案する運営計画最大数の炉が同時運転されている時に実施すること。			
268	27				騒音、振動に関わる測定は、竣工時の全炉運転（空運転）時に行うこと。			
269	27			エ 年1回検査	毎年1回以上、大気汚染物質、特定悪臭物質のうち排気筒出口での値が定められている物質、ダイオキシン類の測定を行うこと。測定時期及び測定対象系列（毎年1系列）は、その都度、本市が指定する。			
270	28			オ その他	周辺住民等から苦情が発生した場合には、速やかに調査を実施し、対策を行うこと。			
271	28		⑤	材料及び機器				
272	28			ア 基本事項	使用する材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）に規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。			
273	28				使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ事業者の判断により選定すること。また、できる限り汎用品を使用すること。			
274	28		⑥	保証事項				
275	28			ア 責任施工	要求水準書等に明記されていないものであっても、要求水準達成のため、又は性能を発揮するために必要な設備等は事業者の負担で整備すること。			
276	28			イ 保証内容 (ア) 機器の保証	事業期間中は、すべての機器の性能・能力を保証するものとする。			
277	28	(2)		(イ) 性能の保証	事業期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修・改修又は交換すること。 要求水準書に記載された火葬・冷却時間、運転回数能力及び公害防止基準を遵守すること。この場合、本市が提示した火葬重量と異なっても、火葬時間を除き、この性能は保証されるものとする。 燃焼設備の数量は要求水準書第2章6（2）に記載の数量を基本とし、記載のないものについても、火葬炉運転に必要な設備については、事業者の責任において、整備すること。			
278	29		①	共通事項				
279	29			ア 一般事項	設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、柵、手すり、架台等を適切な場所に設けること。なお、作業効率、安全性を十分考慮した構造とすること。 機器の配置については、点検、整備、修理などの作業を安全かつ効率的に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保すること。 高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢で行える作業台を設けること。 騒音、振動を発生する機器類は、防音、防振対策を講じること。 回転部分、運転部分、突起部分には、保護カバーを設けること。 通路は、段差を設けられないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。			
280	29							
281	29							
282	29							
283	29			イ 歩廊・作業床・階段工事				
284	29				必要に応じて、手すり、ガードを設ける等、転落防止策を講じること。			
285	29				歩廊は、原則として行き止まりを設けてはならない（2方向避難の確保）。			
286	29			ウ 配管工事	使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。			
287	29				建築物の貫通部及び配管支持材は、美観を損なわぬよう留意すること。			
288	29				要所に防振継手を使用し、振動対策を講じること。			
289	29				バルブ類は、定常時の設定（「常時開」等）を明示すること。			
290	29			エ 保温・断熱工事	火葬炉設備の性能保持、作業安全及び作業環境を守るため、保温、断熱工事を行うこと。			
291	29				外装材等は使用環境に適した材料を選定すること。			
292	29				高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。			
293	30				ケーシング表面温度は、最高でも50℃以下となるよう施工すること。			
294	30			オ 塗装工事				
295	30				機材、装置は原則として現場搬入前に錆止め塗装をしておくこと。 塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。			

296	30				塗装材は、塗装箇所に応じ耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮すること。
297	30				塗装仕上げは、原則として錆止め塗装補修後、中塗り1回、上塗り2回とする。
298	30				機器類は、原則として機器名を表示するものとする。
299	30				配管は、各流体別に色分けをし、流体名と流動方向を表示する。
300	30		カ	その他	火葬業務に支障が生じないよう、自動操作の機器は手動操作への切り替えができるものとする。
301	30				本設備は、地震の際にも安全及び施設機能の確保が図れるよう施工すること。
302	30				火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に復旧して業務を継続できるものとする。
303	30				将来の火葬炉の更新等を考慮した機器配置とすること。
304	30				設備の運転管理に必要な点検口、サンプリング口及び掃除口を適切な場所に設けること。
305	30		②	燃焼設備 ア 主燃焼炉	形式は、台車式とすること。
306	30				ケーシングは鋼板製とし、隙間から外気の侵入がない構造とすること。
307	30				炉の構造材は、使用場所に応じた特性及び十分な耐久性を有するものとする。
308	30				棺の収容、焼骨の取出しが容易である等、維持管理面を考慮した構造とすること。
309	30				デレッキ操作をしないで、所定の時間内に火葬を行える設備とすること。
310	30				不完全燃焼がなく、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れることを考慮し、炉内温度を設定・調整すること。
311	30				省力化を考慮し、自動化を図ると共に操作が容易な設備とすること。
312	30				炉内清掃及び点検が容易な設備とすること。
313	30		イ	炉断熱扉	堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が保持できる構造とすること。
314	30				開閉装置の故障又は点検の際には、手動で開閉できるものとする。
315	30		ウ	炉内台車	棺の収容、焼骨の取出しが容易なものとすること。
316	30				十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造とすること。
317	30		エ	炉内台車移動装置	安全性・操作性に優れた構造とすること。
318	30				故障時においても、手動で運転・操作できる構造とすること。
319	31				主燃焼炉内への空気の侵入を防止できる構造とすること。
320	31		オ	再燃焼炉	燃焼効率及び排出ガスの攪拌・混合性に優れた構造とすること。
321	31				炉内温度は、800℃以上とし、ばい煙、ダイオキシン類、臭気の分解が十分行われる構造とすること。
322	31				燃焼効率がよく、火葬開始時から、ばい煙、ダイオキシン類、臭気の分解に必要な性能を有する構造とすること。
323	31				最大排出ガス発生時の滞留時間を1秒以上とすること。
324	31		カ	燃焼装置 (ア) 主燃焼炉用バーナ	火葬に適した性能を有し、安全で確実な着火と安定した燃焼ができるものとする。
325	31				燃焼効率がよく、低騒音で、安全性が高いものとする。
326	31			(イ) 再燃焼炉用バーナ	ガスとの混合接触が十分に行える火炎形状とすること。
327	31				安全で確実な着火と安定した燃焼ができるものとする。
328	31				低騒音で、安全性が高いものとする。
329	31				燃焼量の調整が可能なものとする。
330	31			(ウ) 燃焼用空気送風機	安定した制御ができるものとする。
331	31				低騒音、低振動のものとする。
332	31		③	通風設備 ア 排風機	風量、風圧に余裕があるものとする。
333	31				排出ガスに対する耐熱性、耐蝕性を有するものとする。
334	31				低騒音、低振動のものとする。
335	31		イ	炉内圧制御装置	圧力変動に対する応答が速く、安定した制御ができるものとする。
336	31				炉内圧力の制御は、炉ごとに単独で行えるものとする。
337	31				高温部で使用する部材については、十分な耐久性を有する材料のものを選定すること。
338	31				点検、補修、交換が容易にできるよう考慮すること。
339	31		ウ	煙道	冷却装置、集じん装置、排気筒を除く排出ガスの通路とする。
340	31				ダスト堆積がない構造とすること。
341	31				内部の点検・補修がしやすい構造とし、適所に点検口等を設けること。
342	31				熱による伸縮を考慮した構造とすること。
343	32				排出ガスの冷却に熱交換器を使用した場合は、腐食に十分配慮するものとする。
344	32		エ	排気筒	騒音発生防止、排出ガスの大気拡散、雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とする。
345	32				耐振性、耐熱性、耐蝕性を有するものとする。
346	32				排出ガスの漏れがなくサンプリングが安全に行える位置にサンプリング口を設けること。
347	32		④	排出ガス冷却設備	再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定する温度まで短時間で均一に降温できる構造とすること。
348	32				耐熱性、耐蝕性にすぐれた材質とすること。
349	32				排出ガス冷却に熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類が再合成しないよう十分留意すること。
350	32				温度制御方式は、自動的に制御できるものとする。
351	32				冷却設備出口における排出ガス温度は、200℃以下とすること。
352	32		⑤	排出ガス処理設備 ア 集じん装置	排出ガス基準を遵守するため、バグフィルター等の集じん装置を設置すること。
353	32				排出ガスが偏流しない構造とすること。
354	32				排出ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質・構造とすること。
355	32				高温の排出ガスを処理することから、耐熱性に優れたものとする。
356	32				捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰吸引装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送するものとする。
357	32				室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。
358	32		イ	集じん灰排出装置	集じん装置で捕集した集じん灰を、室内に飛散させることなく集じん灰貯留部（専用容器）へ自動で移送できる構造とすること。
359	32				保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。
360	32		ウ	触媒装置	排出ガス基準を遵守するため、必要に応じて触媒装置を設置すること。
361	32		⑥	附帯設備 ア 炉前化粧扉	遮音、断熱を考慮した構造とすること。
362	32				開閉操作は炉前操作盤で行うが、手動開閉も可能とすること。
363	32				室内意匠に合わせやすらぎのある空間となるよう、化粧扉の意匠を工夫すること。
364	33		イ	前室	遮音、断熱を考慮した構造とすること。
365	33				遺族や会葬者の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質及び仕上げとすること。
366	33				炉内台車等の清掃が容易にできる構造とすること。
367	33				炉前化粧扉の開放時でも前室内を負圧に保てるものとする。
368	33		ウ	棺運搬車	棺運搬車は、棺を霊柩車から告別・収骨室、炉前ホールまで運搬し、さらに前室内の炉内台車上に棺を設置するための専用台車とすること。
369	33				電動走行式とするが、手動切り替えで容易に走行できる構造とすること。
370	33				美観に優れた材質で製作すること。
371	33				バッテリーは、1日の通常作業が可能な容量とすること。
372	33		エ	残骨灰・集じん灰吸引設備	台車、集じん装置等の清掃のため残骨灰用、集じん灰用を設けること。
373	33				低騒音で、保守点検が容易な構造とすること。
374	33				自動で灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）が行えるように整備すること。
375	33				炉内台車清掃用の別室を設置する場合は、この別室にも吸引口を設けること。
376	33		オ	炉内台車運搬車（収骨及び炉内台車搬送用）	炉内台車を運搬するための専用台車である。
377	33				電動走行式とするが、手動切り替えで容易に走行できる構造とすること。
378	33				炉内台車の出入を自動で行える装置を備えること。
379	33				バッテリーは、1日の通常作業が可能な容量とすること。
380	33				遺族や会葬者が火傷する恐れがない構造とすること。
381	33				棺運搬車、炉内台車運搬車が兼用できる場合は兼用してもよい。
382	33		カ	燃料供給設備	各火葬炉、胞衣産汚物炉の焼却毎の燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること。
383	33		キ	遺体霊安庫	2体分の棺の収容、取り出しが容易なものとすること。
384	33				庫内寸法、冷却能力に余裕を持たせること。
385	33				省エネルギー型器具を積極的に採用すること。
386	33	(3)	電気・計装設備	① 一般事項	火葬炉設備の運転及び管理面で作業効率の向上及び安全が図れるよう、火葬炉設備に必要なすべての電気設備工事及び計装設備工事を行うこと。
387	33				火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設けること。
388	34				計装項目は、要求水準書第2章6(3)①に記載の「計装制御一覧表」の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案とする。
389	34				機器の運転管理は、現場操作盤及び中央監視室の両方で行えるものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置等を備えること。
390	34				現場操作盤での操作が中央監視室より優先されるシステムとすること。
391	34				火葬炉設備で使用する電源は、動力用は三相200V（60Hz）、制御用は単相100V（60Hz）とすること。
392	34				火葬炉設備の排気系列等は事業者提案とするが、将来の更新を考慮した計画とすること。
393	34				円滑な管理・運営を目的としたシステムと連携可能な機能を有するものとする。
394	34		②	機器仕様 ア 一般事項	計装用配線は、エコケーブル、エコ電線等を使用し、目的及び使用環境に適したものとすること。
395	34				電線管は原則として金属管とすること。
396	34				電線の敷設には、必要に応じてケーブルラックを使用すること。
397	34				使用機器は、極力汎用品の中から選択し、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。

398	34				盤類は、搬入及び将来の更新等を考慮した形状、寸法とすること。			
399	35				各電動機には原則として現場操作盤を設けること。			
400	35				必要な箇所にバッテリー等を整備し、停電時にも異常が生じないようにすること。			
401	35			イ 動力制御盤	鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。事業者の判断により、適所に分割して設置してもよい。			
402	35			ウ 火葬炉現場操作盤	表示・操作機能、自己診断機能、メッセージ機能を備えること。			
403	35				各機器の操作が手動で可能であること。			
404	35			エ 中央監視制御盤	火葬炉設備の運転情報を系統別に監視室で集中監視できるものとし、必要な運転情報等の表示及び記録を行うこと。			
405	35				プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録機能、故障表示・記録機能、各計測データ、火葬開始・終了時間等を収集し、外部の記憶装置に保存できるものとする。なお、各計測データは、連続して記録するものとする。			
406	35				各炉の全ての機器の手動操作を中央監視制御装置より行えるものとする。			
407	35				停電等によるシステムへの障害を防止するため、無停電電源装置を設けるなどシステムの保護に留意すること。			
408	35				故障・停電時など、中央監視制御装置が機能しない場合でも、火葬可能なシステムとすること。			
409	35				本制御盤の機能は、システムと連携し、火葬開始・終了時間や火葬の進行状態、遺族名表示等のデータの共有化ができるものとする。			
410	35				各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。			
411	35			オ 炉前操作盤（化粧扉開閉用）	炉前化粧扉の開閉操作を行う炉前操作盤を整備すること。			
412	35			カ その他の制御盤、操作盤	アからオの制御盤及び操作盤以外に必要な盤類については、事業者の責任において整備すること。			
413	35				キ モニター設備			
414	35				排気筒監視用カメラ、場内防犯カメラ及びモニターを整備し、記録できるようにすること。			
415	35	(4)	その他の用具等	① 保守点検工具等	事業者は、必要な工具を納入し、納入工具リストを提出するものとする。			
416	36			② 収骨用具	収骨用具として、骨董及び収骨着を置く収骨台、その他必要なものを一式を整備すること。			
417	36			③ その他必要なもの	その他、火葬を行うに当たって必要な用具等については、事業者の責任において整備すること。			
<b>7 仮設道路、仮設駐車場の整備要件</b>								
418	36				現斎場を稼働しながらの新斎場の整備であるため、本施設の工事着手前から施工期間中において、現斎場（火葬棟）へのアプローチ道路及び会葬者の仮設駐車場を整備すること。			
419	36	(1)	仮設道路		現斎場（火葬棟）の玄関口に霊柩車・中型バスが横付けできるようにすること。			
420	36				進入口は県道（174号上流山室線）に設置すること。出口は県道または市道（西番49号線）に設置すること。			
421	36				出口を市道（西番49号線）に設置する場合は、渡り廊下の一部を解体・撤去し、北陸電力用地を横断することになるが、北陸電力用地の横断に当たっては、地下導水管への影響がないよう、仮設の橋を架けること。この場合の橋脚は導水管荷重影響範囲外に設置すること。			
422	36				渡り廊下の一部を解体・撤去する場合は、既設の高圧送電線を安全な場所へ移設（迂回）すること。			
423	36				仮設道路はアスファルト舗装をし、斎場の玄関口にふさわしい気品のある仕上げに留意すること。			
424	36	(2)	仮設駐車場		仮設駐車場の出入口は、県道または市道に設置すること。			
425	36				会葬者の安全性や利便性に十分配慮すること。			
426	36				規模については、50台程度の収容台数とする。			
427	36				仕上げはアスファルト舗装を行なうこと。			
<b>8 建設業務</b>								
428	37	(3)	計画及び報告	1) 工事実施体制と主任技術者の設置・進捗管理	事業者は、建設業務における専任の主任技術者又は監理技術者を配置すること。（現場代理人、監理技術者と兼務不可）			
429	37				建設業務の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。			
430	37				事業者は、施工状況を本市に毎月報告するほか、工期中毎月末の末日までに翌月の月間工事工程表を本市に提出すること。また、本市が要請した場合は施工の事前説明及び事後報告を行うこと。			
431	37			2) 着工前の提出書類	建設工事着手前に詳細工程表を含む施工計画書を作成し、以下の書類とともに提出し、本市の承認を受けること。 ア 工事工程表 イ 配置技術者届 ウ 施工計画書（設計照査チェックリスト、再生資源利用計画書、同利便促進計画書等） エ 上記すべてのデジタルデータ形式			
432	37			3) 施工中の提出書類	事業者は、建設期間中に以下の書類を工事監理者が承諾の上、遅滞なく本市に提出すること。 ア 下請負届（施工体制台帳、施工体系図、注文書及び請書の写し） イ 退職金制度届出書、建設業退職金共済制度掛金収納届出書 ウ 使用資材届（資材の品質、規格を証明する資料、図面等） エ 工事履行報告書 オ 工事監理報告書 カ 工事打合せ簿 キ その他必要書類 ク 上記すべてのデジタルデータ形式			
433	37			4) 完成時の提出書類	建設業務完成時に要求水準書第2章8(3)(4)のA～ソに記載の各種資料を提出し、本市の承認を受けること。			
434	38				完成図については、各諸室の面積が分かるよう、各諸室すべてについて壁芯寸法を記載すること。 また、平面詳細図や矩形図は、仕上げや下地の厚さ、断熱材等を記載し、異なる室は、省略しないで記載すること。			
435	38	(4)	着工前業務		着工に先立ち、周辺住民との調整を十分に行い、了解を得るよう必要に応じて説明会を実施すること。			
436	38	(5)	建設期間中業務		各種関連法令等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って建設工事を行うこと。			
437	38				事業者は、工事現場に工事記録を常備すること。			
438	38				施設の建設が周辺の生活環境に与える大気質、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、電波障害及び車両の交通障害等の諸影響についてあらかじめ検討、調査し、合理的に要求される範囲の対策を講ずること。また、本市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。			
439	38				工事中においても、工事を円滑に推進できるように、周辺住民等に必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。			
440	38				周辺その他から工事に関する苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し処理すること。			
441	39				工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と協議し、運行速度、交通誘導員の配置、案内看板の設置、車両のタイヤの洗浄、道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。			
442	39				造成工事においては、濁水が敷地外に流出しないようにするなどの対策を講ずること。			
443	39				隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。			
444	39				特に、北陸電力導水管に影響を及ぼさないよう留意し、掘削工事における山留め対策や振動対策等を十分に行なうこと。			
445	39				工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を講ずること。			
446	39				工事期間中は既存の斎場等、周辺の他事業の運営に支障をきたさないよう十分配慮し、影響が予測される場合には直ちに本市と協議すること。特に、既存斎場の運用に支障を与えないこと。			
447	39				本市は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、事業者はこれに協力するものとする。			
448	39				工事により発生した塵埃等のうち、その再生が可能なものについては、積極的に再利用を図ること。			
449	39				工事期間中においても、周辺環境に配慮し敷地内の草刈等適正な管理を行うこと。			
450	39	(6)	完成時業務	1) 事業者による自主完成検査	事業者は、事業者の責任及び費用において、自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転を実施すること。			
451	39				自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに本市に書面にて通知すること。			
452	39				事業者は、本市に対して自主完成検査及び設備機器、器具、什器・備品等の試運転の実施結果を、建築基準法第7条第5項に定める検査済証その他の検査結果に関する書類の写しに添えて報告すること。			
453	39			2) 本市の完成検査確認	事業者は、設備機器、器具、什器・備品等の取扱いに関する本市への説明を、試運転とは別途実施すること。また、各施設、什器・備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成した上で、本市に提出し説明すること。			
454	40				事業者は、本市の行う完成検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容を是正し、再検査を受けること。再検査の手続きは完成検査の手続きと同様とする。			
455	40				事業者は、本市による完成検査後、是正・改善事項がない場合には、本市から完成検査合格の通知を受けるものとする。			
<b>9 備品等整備業務</b>								
456	40				施設の維持管理、運営に必要な備品等に関しては、事業者の責任において整備すること。 必要な品目は事業者の判断によるが、「添付資料11-1 備品一覧」に記載の備品は整備すること。なお、「添付資料11-2 新斎場で利用可能な既存備品一覧」に示す現斎場の備品を移設し、新斎場にて引き続き利用することも可能とする。			
457	40				諸室には、利用者の快適性を向上させるような備品を整備すること。			
458	40				すべての備品には、富山市物品管理規則に従って本市の備品登録シールを貼り付けること。			
<b>10 工事監理業務</b>								
459	40				工事期間中は、事業者において、建築基準法に規定する工事監理者を配置し、工事監理を行うこと。			
460	40				工事監理者は、原則として提案時に本市に届け出た者が、新斎場の施工及び解体・撤去工事についても監理すること。			

461	40				事業者は、建設工事着工前に、工事監理主旨書（工事監理のポイント等）、詳細工程表（定例打合せ日程や各種検査日程等も明記）を含む工事監理計画書を作成し、以下の書類とともに本市に提出して本市の承諾を得ること。 ア 工事監理体制届 イ 工事監理者選任届（経歴書を添付）				
462	40				工事監理者は、事業者を通じて工事監理の状況を毎月本市に報告し、本市が要請した場合は、随時報告を行うこと。				
463	40				工事監理は、建築については常駐監理、設備については重点監理とすること。				
464	40				本市への完成確認報告は、工事監理者が行うこと。				
<b>11 予約システム整備業務</b>									
465	40	(1)	概要		4 斎場の予約受付を行う「予約システム」と富山市斎場の運営を支援する「運営支援システム」をあわせて構築し、運営する。				
466	41			①	予約受付 予約受付の対象は、富山市内4 斎場の火葬炉、待合室、多目的室、霊安室とし、予約受付システムを構築すること。				
467	41				事業期間中に予約受付対象施設の変更等があった場合に対応可能なシステムとすること。				
468	41				予約受付システムは、ウェブサイト方式とし、葬祭業者等がパソコン端末等から予約可能なものとする。				
469	41				予約受付は、インターネットを利用し、事業者が管理する斎場ホームページにて、24時間受け付けること。なお、火葬場の使用時間内は、電話等による受付を行うこと。				
470	41				予約受付は、窓口等で受け付けた場合に本市職員が入力することも可能なものとする。				
471	41				予約システムはクラウドに構築することとする。運用にあたっては富山市情報セキュリティポリシーを遵守し、本市と協議の上、実施すること。				
472	41			②	運営支援 富山市斎場について、予約受付システムと連携した受付情報、炉の稼働状況、告別・取骨・炉前ホール、待合室の空き情報等を統合的に活用するシステムを構築すること。				
473	41	(2)	機械構成及び仕様	①	機器構成 運営システムの機器構成は、以下を基本とし、設置箇所・数量は事業者の提案とする。 ・中央制御装置（制御室）1台 ・操作卓（事務室）1卓（モニター機能を有する） ・進行状況表示モニター（制御室・事務室）2台 ・手動調整盤（事務室）1台 ・告別・取骨・お別れホール表示器（各室前）提案室数と同数（吊下げ、壁埋込等） ・待合室表示器（各室前）待合室と同数 ・多目的室表示器（各室前）1台				
474	41			②	機器仕様 遺族・会葬者等が視認する表示装置の表示文字はJIS第一水準、JIS 第二水準、人名漢字とする。				
475	41	(3)	機能	①	操作機能（4 斎場を対象） 予約受付システム、運営支援システムには、次の機能を備えること。 ・受付情報の追加、修正 ・各施設の運用状況の登録、修正 ・施設の休止設定 ・使用設備の手動変更 ・その他必要な機能（胞衣や死産児の火葬受付については、開場時間内に斎場窓口にて受け付けることとする。）				
476	42			②	自動制御機能（富山市斎場のみ対象） ア 火葬炉制御システムとの接続連携 各炉の制御状況（納棺可、着火、冷却中、冷却完了等）、告別・取骨・炉前ホール利用状況等の情報を受信し、表示の更新に使用する。				
477	42			イ	施設の自動割付 使用する設備（火葬炉、告別・取骨・炉前ホール、待合室等）を自動的に判断し、割付する。				
478	42			ウ	進行状況の管理 炉制御情報等により進行状況を把握できるようにすること。把握が必要な進行状況やその区分等については事業者提案とする。				
479	42			エ	自動表示案内 （ア）表示更新 （イ）表示内容 受付時、施設の割付時、炉の制御情報変化時、操作卓で手動入力時				
480	42				告別・取骨・炉前ホール表示器、炉前表示器は故人名表記とし、待合室表示器、多目的室表示器は喪家名表記とすること。				
481	42	(4)	機能及び機器の更新		予約受付システム、運営支援システムは、火葬炉の増減に対応し、火葬炉の稼働2回/日・基と3回/日・基の切り替えが可能なシステムをあらかじめ構築すること。				
482	42				OSのバージョンアップ等事業期間中に見込まれる変化に対応可能な機能及び機器とすること。				
<b>12 所有権移転業務</b>									
483	42				事業者は、本市による完成確認後、建築完了検査、引き渡し及び不動産登記に必要な手続き業務等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。				
<b>13 各種申請等業務</b>									
484	43				建設工事に必要となる各種許可、届出等の手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。なお、本市は事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料の提供その他の協力を行う。				
485	43				本市の要請に応じて、各種許可等の写しを本市に提出すること。				
<b>14 稼働準備業務</b>									
486	43				施設が供用開始後支障なく稼働するように、供用開始までの維持管理、職員の研修等を含めた稼働準備業務を行うこと。				
487	43				予約システム導入についての葬祭事業者等への説明を本市と連携して実施すること。				
488	43				業務の実施に必要な資材、消耗品等の調達については、事業者の負担とする。稼働準備業務期間の光熱水費は本市の負担とする。				
489	43				予約システム、運営支援システムについては、各種動作テストを行った上で本運用を開始すること。また、予約システム、運営支援システムの概要、使い方を記載したマニュアルを準備し、納品すること。				
<b>第3章 維持管理業務要求水準</b>									
<b>1 基本要件</b>									
490	44	(3)	維持管理計画及び報告		要求水準書第3章1(3)に示す各種計画書・報告書を作成し、本市に提出すること。				
491	45				各業務及びサービスの提供に支障のないよう配慮した計画とすること。				
492	45				維持管理業務に関する協議・会議を、本市と定期的、及び必要に応じて行うこと。				
493	45	(4)	実施上の留意事項		業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とし、可能な限り本市内で調達すること。				
494	45				業務の実施に当たっては、地元の人材等の活用に配慮すること。				
495	45				作業員は、職務に相応しい服装を着用すること。				
496	45				業務の実施に必要な電気、水道及びガスは、計画的に節約すること。				
<b>2 建築物保守管理業務</b>									
497	45				外構を含む施設の建物各部について、適切な作業計画のもとに、点検、保守、補修、修繕、交換を実施し、施設の性能及び機能を維持すること。				
498	45				点検項目、回数等は事業者の提案によるが、最低限要求水準書第3章2に示す項目については点検すること。				
499	45				予防保全に努め、計画修繕を実施するとともに、要求水準書巻末に収録する別紙1に定める大規模修繕の必要性や時期については、事前に本市に報告、協議するとともに、必要な情報を提供すること。				
<b>3 建築設備保守管理業務</b>									
500	46				電気設備、機械設備、監視制御設備及び防災設備等について、適切な作業計画のもとに運転・監視、点検、保守、補修、修繕、交換、分解整備、調整等を実施し、設備の性能及び機能を維持すること。				
501	46				設備の運転・監視については、利用状況、利用時間、気候の変化、利用者の快適さ等を考慮に入れて柔軟性のある運転管理計画を策定し、それによって各種設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。				
502	46				関係法令を遵守して適切な点検を実施するのに加え、上記の目的及び要求水準を満たすための設備点検計画を策定し、それによって定期的に点検・対応を行うこと。				
<b>4 火葬炉保守管理業務</b>									
503	46				火葬炉設備保守管理業務年間計画を策定し、当該計画に基づき、設備の運転監視、日常点検・巡視、定期点検・測定・整備を実施すること。				
504	46				基本要件に定めた各記録の内容は、以下の通りとし、これらの管理記録は、事業期間中保管すること。 【運転日誌】 火葬炉運転日誌、胞衣産汚物炉運転日誌、性別・年齢別火葬件数、燃焼監視記録、火葬炉設備に係る備品・消耗品の使用状況等 【点検記録（日常、定期）】 燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排出ガス処理設備、電気計装設備、運営・支援システム、付帯設備（燃料供給設備を除く）の点検表 【整備・事故記録】 定期点検整備、補修、事故、故障の記録				
505	46				修繕等が必要な場合は、事業者の負担において、ただちに修繕等を実施すること。				
506	46				運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに必要な対応策を講じること。また、これらを本市に報告すること。				
507	46				日常点検・巡視、運転及び監視の結果を毎月、定期点検、測定及び整備の結果を少なくとも毎年、本市に報告すること。				
<b>5 清掃業務</b>									
508	46				各種業務が快適な環境のもとで円滑に行われるようにするため、清掃を実施し、施設及び敷地を美しく衛生的に保つこと。				
509	46				日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を策定・実施し、清掃箇所に応じた適切な頻度、方法で清掃すること。				
510	46				業務範囲は、本施設及び敷地全体とする。				
511	46				清掃業務によって発生した廃棄物は、適正な処理を行うこと。				
512	46				業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末を行うこと。				
<b>6 植栽・外構維持管理業務</b>									
513	47				対象範囲は敷地全体とする。				

514	47				進入路及び駐車場、車寄せ等の外構施設の維持、管理を行うこと。				
515	47				緑樹を保護・育成・処理して、美しい環境を維持すること。				
516	47				敷地の周囲に整備された境界柵は、適切な状態に維持すること。				
517	47				植物の形状、生育状況及び植物の病害虫等に対する点検並びに剪定、施肥及び病害虫防除のための消毒等の手入れを適切な管理計画に沿って実施すること。				
518	47				薬品等は適正な管理を行うこと。				
519	47				業務終了後は、門扉等の施錠確認及び火気の始末に努めること。				
<b>7 環境衛生管理業務</b>									
520	47				「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、害虫の駆除、空気環境の測定、排水施設の清掃と補修を実施すること。また、施設の消臭作業を実施すること。				
521	47				駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。				
522	47				業務に使用する薬品等は適正な管理を行うこと。				
523	47				業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末を行うこと。				
<b>8 警備業務</b>									
524	47				火災、盗難、不正行為及び加害行為を予防し、発見に努め、防止することにより、財産の保全と人身の安全を図ること。				
525	47				施設の利用時間外は、建物内外の主な出入り口及び扉の施錠を行うとともに、本件施設の鍵の保管及びその記録を行うこと。				
526	47				火葬場の使用時間内は人的警備、使用時間外は機械警備を基本とし、必要に応じて両者を組み合わせて実施すること。機械警備の範囲は、建物全体とする。				
527	47				人的警備に当たっては、施設の利用時間、用途、規模等を勘案して適切に巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。				
528	47				機械警備に当たっては、機械監視装置による不審者の発見及び排除を行うこと。				
<b>9 残骨灰及び集じん灰処理業務</b>									
529	47				残骨灰及び集じん灰は、それぞれ分別し、適切に管理すること。				
530	47				残骨灰については、「墓地、埋葬等に関する法律」の趣旨に則り適切に処理すること。				
531	47				残骨灰の処理回数、実施時期については事業者提案に委ねるが、適切に実施すること。				
532	47				残骨灰の取扱いは、丁寧を旨とし、不敬にあたることのないようにすること。				
533	47				残骨灰の最終処分地は、富山・石川・福井の3県内で設けることとする。				
534	48				集じん灰搬出の際は、年1回、ダイオキシン類濃度を測定すること。				
535	48				残骨灰及び集じん灰処理は、市民感情及び環境に配慮して適正に実施すること。				
<b>10 予約システム保守管理、更新業務</b>									
536	48				予約に支障が起きないよう予約システム保守を行うこと。				
537	48				予約システムの更新等が必要となった場合は適宜更新を行うこと。				
538	48				予約受付システムに支障が発生した場合には、直ちに本市に報告し、対応を協議すること。				
<b>11 その他</b>									
539	48	(1)	備品等管理業務		富山市物品管理規則に従って、備品台帳を作成し、備品の補充及び管理を確実にすること。				
540	48				備品等の経年による劣化や汚れ等が著しい場合には、速やかに修繕若しくは交換を行うこと。また、本市が劣化や汚れ等が著しいと判断し、改善を求める備品等についても、速やかに修繕若しくは交換を行うこと。				
541	48				交換した備品等についても、本市の備品登録を行い、各備品に本市の備品登録シールを貼り付けること。				
542	48				その他、必要な品目や予備品の数量については、事業者の提案とする。				
543	48	(2)	除雪業務		敷地内に積雪した場合、除雪作業を行い、車両及び人の出入りに支障がない状態を維持すること。				
<b>第4章 運営業務要求水準</b>									
<b>1 基本要件</b>									
544	49	(3)	運営計画及び報告		要求水準書第4章1(3)に示す各種計画書・報告書を作成し、本市に提出すること。				
545	49	(4)	全体要件		施設の安全性を確保し、利便性、信頼性を向上させ、利用者の立場に立った良質なサービスを提供すること。				
546	49				利用者の心情に配慮し、適切な接遇を行えるよう、従業員教育を実施すること。				
547	49				運営業務に関する協議・会議を、本市と定期的及び必要に応じて行うこと。				
548	49				業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とし、可能な限り本市内業者から購入すること。				
549	49				施設の運営に当たっては、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく管理者及び関係法令等に則して必要な有資格者を配置すること。				
550	49				運営業務の履行に係る作成する資料等を本事業以外の目的で使用しないこと。また、個人情報の管理には十分に注意すること。				
551	49				業務の実施に必要な電気、水道、ガス及び灯油は、計画的に節約すること。				
552	49				敷地内は禁煙とする。屋外の適切な場所に必要な受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた喫煙場所を設け、当該場所での喫煙のみ可能とすること。				
<b>2 施設の運営概要</b>									
553	49	(1)	開場日		休業日は、1月1日及び本市が別に定める日とする。当面は、友引を休業日と想定しているが、将来については、変更の可能性はある。				
554	50				定期点検等による休業日等を設定する際は、事前に本市と調整を行うこと。				
555	50	(2)	開場時間及び使用時間		火葬場の開場時間は8時30分から17時15分とし、使用時間は9時から17時までを原則とする。ただし、状況に応じて、本市と協議の上で使用時間の延長を可能とする。				
556	50				身体の一部の火葬受付は、9時から17時までを原則とする。				
557	50				多目的室の使用時間は、9時から17時までを原則とする。				
<b>3 予約受付業務</b>									
558	50				施設の予約受付は、インターネットを通じて24時間対応とすること。				
559	50				身体の一部及び胎衣産汚物については、インターネット予約の対象外とする。				
560	50				予約システムを活用した予約受付を行うこと。				
561	50				富山市斎場については、電話による予約受付も実施すること。				
562	50				1日2回(8時30分、17時) 婦負斎場、大沢野斎場、北部斎場に対し、各斎場の予約状況をFAXすること。				
563	50				予約情報を活用し、斎場の運営を円滑に行えるよう、工夫すること。				
564	50				予約システムの不正利用を発見した場合には、本市に報告し、協議の上適切に対応すること。				
565	50				受付に当たっては、不公平、不透明な対応は行わないこと。特に、利用者の受付の順番には注意すること。				
<b>4 利用者受付業務</b>									
566	50				霊柩車等の車両の安全に十分配慮し、適切に車両を誘導すること。				
567	50				霊柩車等の到着時に、受付での手続を案内すること。				
568	50				利用者から火葬許可証を受領し、内容を確認すること。				
569	50				利用者から使用料を徴収すること。				
570	50				火葬終了後、火葬許可証へ押印し、利用者へ返却すること。				
571	50				大型バスが複数台来場し施設利用面で不具合が生じると想定される場合には、あらかじめ葬祭業者に確認し対策を講じる等、利用者への影響を最小限に抑えるよう配慮すること。				
<b>5 火葬業務</b>									
572	51				棺を棺運搬車で告別・収骨室・炉前ホールに移動し、告別の準備を行うこと。				
573	51				遺族や会葬者を告別室に案内し、告別の補助を行うこと。				
574	51				遺族や会葬者が騒動しないよう誘導すること。特に火葬が集中する時は、適切に職員を配置すること。				
575	51				告別・収骨室から炉前へ棺を移動し、喪主に名前を確認した後、入炉すること。				
576	51				入炉時及び出炉時等、遺族や会葬者の安全に配慮すること。				
577	51				遺族や会葬者に収骨予定時間等の説明を行い、待合ロビー又は待合室へ案内すること。				
578	51				遺族や会葬者に火葬終了の案内を行い、告別・収骨室へ案内すること。				
579	51				喪主に名前を確認した後、焼骨を出炉し、収骨の準備を行うこと。				
580	51				収骨トレイへの焼骨の移動等の収骨準備は、地域の風習を考慮して行うこと。				
581	51				業務の各段階で故人の氏名確認を徹底し、焼骨の取り違え事故が発生しないよう、炉の施錠・開錠を喪主と共にすること等、有効な防止策を検討し、十分配慮すること。				
582	51				収骨の方法については、地域の風習に従うこと。なお、収骨の手伝いについては事業者の判断とする。				
583	51				収骨後の残滓については、遺族や会葬者の同意を得た上で、適正に処理すること。				
584	51				遺族や会葬者の退室後、告別・収骨室の清掃を行うこと。				
<b>6 火葬炉運転業務</b>									
585	51				副葬品の残滓は事業者の判断で除去することなく出炉すること。				
586	51				所要時間は台車移動等も含め、告別15分、火葬60分、冷却15分程度であるが、火葬炉の状態や職員の配置などに配慮して適切な時間配分とすること。				
587	51				機器故障などが発生しないよう、日ごろから点検保守を行うこと。万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合にも、火葬の継続・完了に最大限の努力をしなければならない。				
588	51				火葬炉の運転にあたっては、環境保全に配慮し、排出ガス中の有害物質に関して、関係法令等を遵守した上で、さらに一層の削減に努力すること。				
589	51				遺族の心情や遺体の尊厳に配慮しながら炉室業務を行うこと。				
590	51				死産児等を火葬する際は、収骨に配慮し火葬方法を工夫すること。				
<b>7 胎衣等の火葬業務</b>									
591	51				身体の一部に関しては、胎衣産汚物炉を使用すること。但し、胎衣産汚物炉で焼却できない場合は、火葬炉を使用可とする。				
<b>8 待合室関連業務</b>									
592	52				待合室の使用受付、貸出業務を行うこと。なお、待合室の利用は利用者の任意とする。				
593	52				施設利用者が快適な待ち時間を過ごすことができるように、茶葉の用意、給茶用具の貸出しや後片付けなど設備貸与に関する業務を実施すること。				



594	52				待合室及び待合ロビーでは、遺族や会葬者が飲食できるものとする。その際、ごみは、施設利用者に持ち帰っていただくこととする。			
595	52				施設利用者、その他本市が認めた者以外の者に対して、待合室を提供してはならない。			
596	52				自主事業として事業者が利用者に対する飲食提供を行うことは可能とするが、その場合であっても各利用者（利用者が依頼する葬祭業者等も含む。）による飲食物の持ち込みを妨げないこと。			
<b>9 多目的室関連業務</b>								
597	52				多目的室及び霊安室の使用受付、貸出業務を行うこと。			
598	52				各種備品の貸し出しを行うこと。なお、設置は業務範囲に含まない（各利用者を実施させること）。			
599	52				利用者到着時に、施設案内や設備等の説明を行うこと。			
600	52				利用者の希望に応じて、霊安室に遺体を一時的に安置すること。			
<b>10 物品販売業務</b>								
601	52				自動販売機を設置して物品等の販売業務を行うこと。自動販売機の設置は必須とする。			
602	52				自動販売機は敷地内（北陸電力所有地を除く。）に設置可能とする。			
603	52				自動販売機及び販売物の価格は、一般的な市場価格を参考にし、適正な価格設定とすること。			
604	52				物品販売事業に係る売上金は、事業者へ帰属するものとする。			
605	52				事業者は、自動販売機の設置に伴う目的外使用に係る使用料を本市に支払うこと。			
606	52				自動販売機による物品販売業務に要する光熱水費は、事業者の負担とする。光熱水費を明確に計測すること。			
607	52				定期的に事業実績の報告を行うこと。			
608	52				事業期間中に自動販売機の数を変更する場合は、本市に届け出ること。			
609	52				自動販売機以外に売店を設けるなどして物品販売業務を行う場合は、自主事業として事前に本市の許可を得ること。その場合の売上金は事業者へ帰属する。光熱水費等の費用はすべて事業者の負担とする。売店等の設置に伴い施設を使用する場合には使用料を本市に支払うものとする。			
<b>11 料金徴収代行業務</b>								
610	53				受付窓口において、本施設の使用料（火葬炉、多目的室、霊安室、待合室の使用料）として、条例により定めた金額を徴収すること。			
611	53				料金の徴収は現金支払いに対応できるものとする。			
612	53				徴収した使用料は、本市会計規則に従い適正に取扱うこと。			
613	53				料金徴収代行業務を事業者の構成企業または協力企業以外の第三者に委託することはできない。			
<b>12 その他</b>								
614	53	(1)	勤務管理		職員の勤務計画を策定し、業務の監督を行うこと。			
615	53				サービスの質を確保するため、接遇マニュアルを作成するとともに、定期的に職員教育・研修（人権研修を含む。）を実施すること。			
616	53	(2)	庶務・広報業務		業務に関する電話等への対応、消耗品の補充等、事業者の判断において斎場運営に必要な庶務業務を行うこと。なお、予約対応を含め、必要な電話料金及び通信費は、事業者の負担とする。			
617	53				施設の広報及び情報提供のために、ホームページやパンフレット等の施設案内資料を作成すること。パンフレット等の印刷部数は500部とする。			
618	53				外国人利用者を想定し、英語による施設案内図等の資料を作成し、配布すること。			
619	53				副葬品に関する市民・葬祭業者への啓発を行うこと。			
620	53				斎場で急病人が発生した場合、その対応を行うこと。また、急病人への対応に必要なAEDやベッド等の器具を備え、常に使用可能であるよう管理すること。			
621	53				事業者が作成するホームページにより、市民に情報提供を行うこと。			
622	53				利用者から申請があった場合には、火葬済証明書を発行すること。			
623	53	(3)	各種資料の作成・保管及び閲覧		関係法令において、必要とされている資料を作成すること。また、施設への備え付けが求められている図面、資料等を、施設に備え付けること。また、遺族関係者の請求があったときは、個人情報の保護に留意し、これを閲覧に供すること。			
624	53				本市の要求に応じて作成資料等を本市に提出すること。			
625	53	(4)	モニタリング		本市が実施するモニタリングに協力すること。本市が要求する資料等については、速やかに本市に提出すること。なお、本市の行うモニタリングの詳細については募集要項に記載する。			
626	54				各業務について、セルフモニタリングを実施し、結果に基づき、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。			
627	54				アンケート等により、斎場利用者の意見や要望を聞き取り、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。			
628	54	(5)	大規模災害時の対応	① 本市が被災した場合	大規模災害が発生した場合であって、本市が必要と認めるときは、受付時間、開場時間等を延長すること。			
629	54				大規模災害発生時には、必要に応じて、本市の指示により、周辺住民の緊急避難場所として、一時的に施設を開放し、避難住民への対応を行うこと。その際、遺族及び会葬者への配慮も十分行うこと。なお、施設に損傷等が生じた場合には、可能な限り早期に復旧を行うものとし、その状況を報告すること。			
630	54			② 他市町村が被災した場合	大規模災害により、他市町村が被災した場合において、広域災害支援の観点から、本市が他市町村民の火葬を行う必要があると認められた場合は、受付時間、開場時間等を延長し、対応できるようにすること。			
631	54	(6)	引き取りを希望しない焼骨		利用者が引き取りを希望しない焼骨については、適切な方法で取り扱うこと。			
632	54	(7)	心づけ受領の禁止		事業者及び関係者が、遺族や会葬者、葬祭業者等から心づけを受領することはかたく禁じる。心づけは、金銭のみでなく中元歳暮等物品も含む。			
<b>第5章 現斎場の解体撤去業務</b>								
<b>1 基本要件</b>								
633	55	(2)	業務期間		現斎場の解体・撤去は、平成34年（2022年）3月末日までに完了すること。			
634	55				解体撤去期間に敷地外に仮設駐車場が必要となる場合、必要な仮設駐車場は、本市が近隣に準備する予定としているが、仮設駐車場が必要な期間は6か月以下となるよう計画すること。			
635	55	(3)	計画及び報告		解体・撤去にあたってはあらかじめ現地に使用材料等の調査を行って施工計画及びリサイクル計画書を作成し、本市の承認を受けた上で業務に着手すること。			
636	55				基礎、杭等の撤去状況を工事記録に残すこと。			
637	55				業務完了後、下記の資料を提出し、本市の完成確認を受けること。 ア 工事完了届 イ 工事記録写真 ウ 完成図（解体、杭等残留物の記録含む） エ 製本図、原図、縮小版製本及び左記入図面等が収録された電子媒体一式 オ 完成検査調書（事業者によるもの） カ 完成写真			
<b>2 解体撤去業務</b>								
638	56				現斎場の解体・撤去を行うこと。解体の対象となる施設については、「添付資料3 土地利用現況図」「添付資料5 インフラ整備現況図」及び現状を確認すること。なお、建築物のほか、建築設備（空調等）、浄化槽、地下灯油タンク、噴水・池等についても、あわせて撤去すること。			
639	56				敷地周囲の既存石垣・塀の活用又は撤去については、事業者の提案とする。			
640	56				「添付資料9 アスベスト調査資料」を確認した上で、資料に示されている部分以外にも、現斎場にはアスベストが含まれていることを前提にアスベスト含有量を想定し、法令に基づき支障のないよう解体撤去業務を行うこと。			
641	56				原則として現斎場の基礎、杭等は全て撤去することとするが、会館棟の北陸電力導水管にほぼ接している基礎・杭等の撤去については導水管への影響が大きいため事業者及び北陸電力並びに市との協議が必要である。但し浄化槽及び地下灯油タンクは撤去すること。			
642	56				解体撤去業務は、北陸電力導水管に影響を与えないよう、掘削による導水管付近の土質の変化や振動対策にも十分留意して行うこと。			
643	56				現斎場の解体・撤去は、北陸電力用地側から行わないこと。また、重機は北陸電力導水管用地上に設置しないこと。			
644	56				工事実施に当たっては、現斎場の運営に支障をきたさないよう十分配慮するとともに、会葬者、葬祭業者の利用及びその安全に十分配慮すること。			
645	56				会葬者の心情に配慮し、騒音、振動、埃の飛散等を極力抑制するとともに、施設周囲や外周道路の清掃などを徹底し、周辺環境の保全に配慮すること。			
<b>3 廃棄物の処分業務</b>								
646	56				解体撤去業務、跡地整備業務により発生する廃棄物（本市が指示した物品を含む。）を、関係法令を遵守して適正に処理すること。			
<b>4 跡地整備業務</b>								
647	56				解体・撤去後、跡地を駐車場及び緑地等として整備すること。整備内容は事業者の提案によるが、業務要求水準に示す基準を満たす計画とすること。			